第１回阿蘇市議会会議録

1. 令和３年２月 26 日　午前 10 時 00 分　招集
2. 令和３年３月 16 日　午前 10 時 00 分　開議
3. 令和３年３月 16 日　午後 4 時 30 分　閉会
4. 会議の区別　定例会
5. 会議の場所　阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

１番	佐藤和宏	２番	佐藤菊男
３番	児玉正孝	４番	甲斐純一郎
６番	竹原祐一	７番	岩下礼治
８番	谷﨑利浩	９番	園田浩文
10番	菅　敏徳	11番	市原　正
12番	森元秀一	13番	大倉幸也
14番	田中弘子	15番	五嶋義行
16番	藏原博敏	17番	古木孝宏
18番	田中則次	19番	河﨑徳雄
20番	湯淺正司		

欠席議員

５番　立石昭夫

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長（選管事務局長）	髙木　洋
市民部長（福祉事務所長）	宮﨑　隆	経済部長	阿部節生
土木部長（水道局長）	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	監査委員事務局長	山本繁樹
政策防災課長	加藤勇二郎	ほけん課長	古閑茂雄
観光課長	秦　美保子	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木　仁

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9.議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第１　一般質問

日程第２　委員会の閉会中の継続審査（調査）について

追加日程第１　提案理由の説明

追加日程第２　議案第 39 号　阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の制定について

追加日程第３　議案第 40 号　阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について

追加日程第４　同意第１号　阿蘇市監査委員の選任について

追加日程第５　同意第２号　阿蘇市教育長の任命について

追加日程第６　同意第３号　阿蘇市教育委員会委員の任命について

追加日程第７　同意第４号　阿蘇市教育委員会委員の任命について

追加日程第８　発委第１号　阿蘇市議会会議規則の一部改正について

追加日程第９　阿蘇市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

午前 10 時 00 分　開議

１　開議宣告

○議長（湯淺正司君）　おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。5 番議員、立石昭夫君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。したがいまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１　一般質問

○議長（湯淺正司君）　日程第１「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が 45 分と定められております。したがいまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営に御協力をお願いしたいと思います。

また、傍聴席の市民の皆さんにも傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等につきましては御遠慮いただきますように御協力をお願い申し上げます。

これより順次、一般質問を許します。

2 番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。

○２番（佐藤菊男君）　皆さん、おはようございます。2 番議員、佐藤菊男です。発言通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は 2 点について一般質問を行いますが、まず最初に、小学校や中学校のグラウンドの緑化木や日陰木等の植栽についてお尋ねをいたします。

市内の小中学校の多くは、少子化の進行と校舎等、学校施設の老朽化により策定されました阿蘇市学校規模適正化計画に基づきに統合が進められ、災害に強い耐震の校舎や体育館が建設されるなど、明日を担う子どもたちの教育環境の整備が進められているところです。また、災害時の避難場所としても、安心・安全の確保の観点からも大変重要な施設でもありますが、この小中学校に付随する整備されたグラウンド周辺には、季節の移り変わりを感じさせる緑化木や児童生徒たちを直射日光から下げる日陰となる樹木をほとんど見かけることができません。まず、これらの樹木などを植栽しない理由について、教育委員会のほうにお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　おはようございます。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

小中学校の植栽についてということで、以前は学校に多くの四季折々の樹木が植えられておりました。しかしながら、最近、開校いたしました統合の小中学校におきましては、植栽がなされておりません。

理由としましては、災害の際に倒木が発生したり、利用者等に今のところ被害はあっておりませんけれども、発生する恐れがあること。それから、学校施設内であっても防犯対策が必要であるということで、支障木の樹木の植栽を行っておりません。最近でも、平成 30 年度の台風時に倒木した事例がございます。

以上のようなことから、支障木となる樹木の植栽は行っておりません。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　学校施設を管理する教育委員会からの考え方の答弁をいただいたところですが、そのような方針は、いつ、どのような会議で決定されたのかをお伺いします。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　先ほども申し上げましたように、直近の平成 30 年度に台風で、阿蘇西小学校で樹木が倒れたという事故もありましたが、最近の学校の施設としては、その以前の部分も立っておりますし、その当時の設計の段階から、防犯上、対策が必要であるというふうに聞いております。植栽をなるべくしないような設計図で、学校施設の建設を行われたと聞いております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　これまで、児童生徒の授業や学校イベントの熱中症対策等の面から見て、これまで学校の先生方から、緑化木や日陰木等の必要性について教育委員会に報告や

相談等はあっておりませんでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　学校とか、ボランティア団体から問い合わせはありました。今の学校に樹木を植えたいがとの相談がありまして、そういう台風とか、それから防犯上、対策が必要であるので、今のところは、植栽はお控えいただきたいというような回答を行っているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　一番重要な部分で、防犯という面が答弁の中でありますけれども、防犯と緑化、日陰木等の植栽、双方の問題を解決するような方策の検討は、委員会のほうでされたことはございませんか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　防犯については、2、3 年前に、防犯カメラを全学校に付けております。対策としては、防犯カメラで、十分ではありませんけれども、防犯という意味でやっております。この植栽と防犯というのが、一の宮中、小学校の周りの外柵沿いとしますと、植栽を全部植えてしまいますと、部活動等を行っている場合に、防犯上、注意が必要ということもありますので、植栽と防犯とが直接結びつかない部分もあるかもしれませんけど、すぐに危険者を発見しにくいなどという部分でも防犯上、今のところ支障があるということで、植栽しておりません。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　現在、阿蘇市の小中学校全校８校で、地域とともにある学校づくりということで、コミュニティスクールが、いわゆる学校運営協議会の設置ですが、このほうに取り組まれ、学校と地域住民、保護者が一体となり、学校を核とした地域づくりを進め、地域の活性化を進められておりますが、この活動に参加、協力をされている方々から、以前の小中学校に比べると、桜やもみじ等の樹木が少なく季節感が感じられず、子どもの情操教育の面からも、夏場の暑さ対策からも、日陰がなく樹木の植栽が必要ではないのですかという声がこれまで何度も聞かれております。

樹木の植栽を行わない理由については、先ほど答弁がありましたが、保護者や地域の方々に丁寧に説明や情報提供を行い、理解を持ってもらうことが学校と地域住民、保護者が一体となり活動するというコミュニティスクールの、これからの更なる推進につながるものだと思いますが、今後、教育委員会として、学校現場を通して、こういう方々に説明や情報提供を行う考えがあるかどうかをお尋ねします。そうしないと、また同じようなご意見が寄せられると思いますので、そのあたりを対応していただけるかどうかの答弁を求めます。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　ありがとうございます。コミュニティスクール等においても、そうした学校での植栽について、会議を通じて情報を伝えてまいりたいというふうに思います。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　地域の皆さんの小さな声にも耳を傾けていただき、それぞれの学校運営や教育活動に、さらに熱意をもって取り組まれることを期待しましてこの質問を終わります。教育課長、ありがとうございました。

次の質問に移ります。2019 年 12 月に中国において発生しました新型コロナウイルス感染症は中国全土から世界中へと広がり、世界保健機構、ＷＨＯがパンデミックを宣言し、日本をはじめ世界各国がその感染拡大の防止に努めているところでございますが、御存じのように未だにその収束は見えていないところでございます。

そのようなコロナ禍の中での阿蘇市の令和 3 年度の一般会計予算は骨格予算となっておりますが、この予算書をベースに、これからの行財政運営についてお尋ねをしていきます。

昨年春からの経済活動の停滞の影響で大幅に税収が落ち込み、コロナ禍収束の目処が立たない中で、令和 3 年度も改善の見込みが立っておらず、感染防止対策や経済活動支援のための臨時的支出が引き続き必要となることが考えられております。このようなことから、阿蘇市は収入減と支出増のダブルパンチで、収支が大きく崩れようとしています。

まず、市税についてですが、前年度予算と比較すると約 3 億 2,000 万円、率にして 10.7％減少していますが、この税収の落ち込みに対して、どのような財源確保を考えているのかをお尋ねします。また、このような状況がどのくらい続くと予想されているかも併せてお尋ねをいたします。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

市税収入については、やはりコロナの影響で今年度に限らず、来年度以降も相当な落ち込みを見込んでいるところでございます。税収の減少に対しましては、現行の措置といたしまして、普通交付税の精算制度というものがございます。こちらについては翌年度以降、3 か年にわたって、基準財政収入額の 75％を控除するという交付税措置がある制度でございます。

それと併せまして、今回の補正予算、第 11 号におきまして、減収補填債 9,171 万 1,000 円を計上しております。この減収補填債については基準財政需要額のほうに 75％または 100％の歳入があるという制度でございます。そういった借入れを今後、検討していきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　いろいろな財源を補充する制度がありますが、やはり、どうしてもほとんど借入関係で、今年度 75％の交付税措置があるという部分もありますけれども、どうしても 25％は、一般財源からの返済に充てる部分になりますので、そのあたり、ある意味、利用することは非常に厳しいんじゃないかと思っているところです。

今回、骨格予算ですので、今後 6 月の肉付けで、またある程度、内容が固まってくるかと思っているところですけれども。補填分はある程度、お考えをお聞きしました。

次に、今回、財政調整基金を約半分、7 億円を取り崩しておりまして、繰入れとなっているところですけれども、この財政調整基金の約半分を今回、取り崩すことで、今後の財政運

営にどのような影響があるのか、それともないのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　財政調整基金については、現在、予算上は 15 億 5,000 万円程度を積み立てているところでございます。今回、令和 3 年度の当初予算におきまして、ご指摘のとおり、財政調整基金については 7 億円を取り崩し、繰り入れるような編成をしております。

例年であれば、当初予算の段階で、4 億から 5 億円程度を取り崩すような編成をしておりますけれども、結果的には当初予算においては、歳入予算は低く見積もっておりますので、近年では結果的には取り崩さず、決算を迎えている状況でございます。

今後の影響といたしましては、度重なる災害等によりまして、公債費については 20 億円台で推移するというところと、あと扶助費ですね、社会保障経費のほうが合併当初から倍増していると、約 2 倍程度に膨れ上がっていることに加えまして、今回のコロナの減収あたりを鑑みますと、非常に厳しい財政運営になるというふうに捉えております。

ただ、厳しい中にも将来を見据えまして、特定目的基金を含め、一般会計の基金については令和元年度末現在で、過去最高の約 48 億円を積み立てておりますし、増高します公債費につきましても、元利償還金で普通交付税措置があり約 7 割程度が返ってくるようなところでございますので、こういった有効な起債を活用しております。

従いまして、今後の普通交付税の交付決定、それから繰越金の確定を受けまして、今後は財政調整基金の繰入金、取崩しの減額、調整を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　今、財政課長から答弁がありましたけれども、やはり阿蘇市の継続的な運営を図っていくためには、どうしても財政基盤の確立が重要になってまいりますので、今後とも有利な起債の借り入れ、そのあたりにも十分注意をいただいて、財政運営に心がけていただきたいと思います。財政課長、ありがとうございます。

国と違いまして、地方自治体は収支が赤字になるとき、国のように公債、赤字国債とよく言われております国債を発行して財源の手当てをすることができません。先ほど財政課長からあったように、基金以外に収支不足を埋める財源が無い中で、収入に見合った支出に抑えるためには、これまで実施してきた施策や事業を抜本的に見直し、市民サービスを縮小せざるを得ない。つまり組織再編や事務事業の見直し等により、スリムな行政運営に向けての選択を迫られているのが実情ではないかと思いますが、総務課長いかがでしょうか。そのような検討をされているかどうか、お願いします。

○議長（湯淺正司君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　議員が今おっしゃいますように、やはりその財源に見合った事業の実施ということが大変求められていくというような状況でございます。これまでも行財政改革という名の下で、職員の削減等、合併時から 109 名を減らすというような形で取り組んでおります。今後についても、今、議員がおっしゃいました組織の再編等、行財政改革の推進本部等において検討を重ねてきておるところでございます。

ただ、いかんせん、大きな災害が平成 24 年、28 年と、また昨年はコロナの影響もございまして、本来であれば令和２年中に組織の再編等を進めてくるというようなところで検討していたところなんですけれども、これを１年ちょっと先送りさせていただいて、令和３年中にこういった組織の再編等も含めて、スリムな行政というような形で取組をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、各事務事業についても、やはり一定の役目を終えたものについては、いったん見直しということ、それから、ここ何年かの間、取り組んできましたもの等についても、ある程度、効果が見出せないという部分については、いったんここで踏みとどまって、もう一度、政策を展開していくというようなことも必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　令和２年中にという分が１年ちょっと伸びたということですけど、ぜひ早急に対策を進められることをお願いしておきたいと思います。

そもそも阿蘇市をはじめとします、多くの全国の地方自治体の財政状況の厳しさは、今に始まったことではありません。人口減少や経済活動の停滞による税収の減と、少子高齢化による社会保障経費の増加、さらにはこれまで公共施設整備に充ててきた起債、つまり借金の返済の長期的な高止まり傾向にある中で、公共施設の老朽化により維持管理経費や施設更新経費が必要になっていることは、修繕費の増や今議会の全員協議会でも報告のありましたアゼリア 21 の件などの例から見ても明らかなところでございます。

使える財源が限られている中、市民の方々からはこれまでのサービスの維持が求められ、その一方で、社会ニーズの多様化により、これまで以上のサービスの拡充や新たな政策課題への取組も求められているところでございますが、当然、阿蘇市の使えるお金には限りがあり、やりたいことの全てを実現できない以上、施策や事業に優先順位をつけたり、取捨選択したり、あるいは少ない経費で効率的に事業が実施できるよう、経費の精査をしながら見込まれる収入の範囲に支出を抑えていくこと、これが予算編成であり、これを複数年度の計画、つまり長期計画として行うのが行財政改革となります。

今回コロナ禍の中で、その厳しさが明確となり、阿蘇市に将来起こるべき危機が少し早まった、そういうふうに考えを変えると、穏やかに危機的状況に陥っていく中で、毎年の予算編成で先送りしてきた議論に決着を付け、費用対効果を見極めて、事業の選別と集中を進め、補助事業や交付金事業を有効に利用し、限られた財源を何に優先的に当てていくべきか、全庁を挙げて議論し、議会や市民の皆様とともにしっかりと認識を共有し、方向性や結論を出していくことが、そういう時期が来たものと思っておりますが、総務部長の思いはいかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　ただ今、佐藤市議の言われたとおり、まったく私も実感をいたしております。行政、限られた財源というのが一つ、そして、限られた人材でございます。限られたお金、そして限られた人材をいかに有効に活用していくか。先ほど総務課長も申し

上げましたように、事務事業の選択、これも十分必要になってきますし、それ以上に私たち職員のスキルアップ、レベルアップ、これも今後の阿蘇市の運営には大きく響いてくるかと思います。

新たな事業を行うためにもやっぱり公平性、公共性、緊急性、そして費用対効果、総合的に勘案した上で、将来の阿蘇市づくり、今般また総合計画もつくりますので、その総合計画が絵に描いた餅とならないように、しっかり私たちとしては現状を見極めて、次の時代に引き継ぎたい、そういうふうに考えております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　総務部長から、心強いお考えを聞かせていただきました。よくスクラップ・アンド・ビルド、今、逆にビルド・アンド・スクラップ、壊してから立て直すのか、立て直す前に立て直して、前の古いものを壊す。いわゆる既存の予算や組織を廃止し、新しい能率的なものに立て直すことということでございますけども、やはりこういう検討が必要ではないかと思いますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

地方自治法第208条第2項には、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」とあります。これは家計に例えれば分かる話で、毎月の収入が 30 万円しかないのに、支出が毎月 50 万円の贅沢な生活はすぐに破綻をしてしまいます。月30万円で生活をしていくのに、支出を30万円に抑える。30万円に見合った生活水準に落とさなければなりません。

阿蘇市で直面している収支バランスの均衡は、コロナ禍の中での一時的なものなのか。それとも中長期的に見ても回復できないものなのかを見極め、もし一時的なものであれば、その臨時的な支出を賄う財源を臨時的に探せばよく、長期化する見込みであれば、今後数年間、毎年、確実に入ってくることが見込まれる収入規模に見合う規模に、毎年必ず出ていく支出を抑え、そういうことが必要だと思いますし、どうしてもやらなければいけないことや、やるべきことがあったとしても、収入の範囲で支出予算を組まなければならないという現実から目を背けることはできません。

この危機的な財政状況を共有し、自分たちの阿蘇市にとって本当に必要なものを市役所内で、そして市民の皆様、さらに議会も一緒になって、持続可能な阿蘇市として議論する千載一遇のチャンスと捉えるのはどうかなと思っているところです。そこで、佐藤市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　今の現状におかれている立場と、そして、これからの方向性がどうあるべきか。それは、今おっしゃられたように、持続可能な阿蘇市というものを続けていくということが基本であると思っております。

この度は相次ぐいろいろな災害がありました。確かに借金をしながら、そして何とか、この危機的状況をしのいではきましたけれども、昨年からのコロナウイルスということは、これまた非常に厳しいものがあると思っております。

私自身、思っておりますのは、この１年で解決できるものではないし、もっとその１年の

間にまたすごくダメージを受けて、立ち上がっていくのにまた数年かかってくるだろうというような予測をしております。そうしますと、身の丈に合った、そして持続可能な阿蘇市というものをやっぱりつくり上げていくという、この精神が一番大事であると思っております。

いろんな角度から、いろんなご意見等が出て、そして、いろんなことについてチャレンジをし、そこに予算化をして何とか前に進めるようにという意見も確かにありますけれども、一方のほうでは後ろを向くわけではないんですけれども、現実どうあるのか。また、現実を踏まえた上で、阿蘇市がどういう立場に置かれるのかということをしっかりとこれは考えていかないと、ただ、求めるものだけを求めるというわけにはいかないし、それは次の世代に対して無責任な状態になるということもありますので、先ほど佐藤議員が申し上げられました。そして、総務部長も総務課長も、いろんな意味で自分の立場から、その意見を述べました。そういう意見というものは、市民の皆さん方も同じ気持ちを持っておられることもあると思っておりますので、総合的にそういうことをしっかりと、今後やっぱり意識をしながら取り組んでいって、やはり阿蘇市に住んで、そして阿蘇市で暮らすことでよかったというような市を皆さんと一緒につくり上げていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　市長、ありがとうございました。これまで、あれも欲しい、これも欲しいという、未来を描いていた阿蘇市の将来像について、今の財政状況を踏まえて、本当に実現したいことは何なのか。そのために欠いてはならないもの、また我慢して捨てられるもの、どうしても諦めなければいけないものについて多くの意見を聞きながら議論を行い、確かな方向性を見定め、ウィズ・コロナ、アフター・コロナ時代にふさわしい現実的な将来像を描き、市民の皆様とともに、その将来像を実現していくことが、「人がつながり、創り出す新しい阿蘇～ＯＮＬＹ　ＯＮＥの世界へ～」への確かな道のりにつながるものだと思います。

コロナウイルス感染症の収束が見えず、まだまだ大変厳しい状況ですが、市民の皆さんと力を合わせ、阿蘇市の将来に明るい展望をもたらしていただくよう、佐藤市長、5 期目における更なる御奮闘と職員一丸となった取組を大いに期待しまして、3 月定例会の私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　2 番議員、佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

続きまして、14 番議員、田中弘子君の一般質問を許します。

田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　14 番、田中です。通告に従い、質問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症による阿蘇市の観光への影響についてですが、まず県独自の緊急事態宣言は解除されましたが、入込観光客数の状況ですが、本市に大小のホテル・旅館がありますが、軒数はどれくらいですか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　それでは、今の質問にお答えします。

宿泊施設の件数は、今、約 70 軒になっています。大きなホテルから、ゲストハウスが増えていますので、今 70 軒ぐらいあります。

コロナウイルスによります影響なんですけれども、入込客と宿泊客数というのが、幅があるのが今回の特徴です。やっぱり入込客数はコロナの影響で、阿蘇に行きたいという日帰りの方がいらっしゃるということで、まずこの入込客数から言いますと、状況は 1 年間、1 月から 12 月までの令和 2 年の状況からいきますと、入込数は前年比の 77%です。4 月、5 月はやはり落ち込みまして、10 月から 12 月、やっぱり開通での入込客数は前年比を上回りました。なので、77%ということです。

問題は宿泊です。宿泊数は、4 月、5 月はもう 6%とか、そういう状況です。4 月、5 月は前年度比が 6%です。それから、夏には「Ｇｏ Ｔｏキャンペーン」とか、阿蘇市の宿泊補助とか展開されるんですけれども、それでも 46%です。10 月から 12 月、これでようやく 86%ぐらいまでもっていきます。

ところが、これで追い風というときに、また再度、緊急事態宣言となり、これでまた 2 割まで落ち込んでいます。今、3 月に入りまして徐々にですが、少し宿泊キャンペーンを展開しましたので、戻ってきているということで、入込みも 1 月、2 月は本当に落ち込みました、2 割まで。今、3 月の新阿蘇大橋の影響もありまして、ようやく中旬から徐々に戻ってきているという、厳しい状態ではあります。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　少しずつ客数が増えていると思いますが、事実はどうなんでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　実績として、そこまで落ち込んで、実際に廃業とか、休業までいったかという話なんですけども、実際、まちづくり課のほうにもお尋ねしたんですが、商工関係もそういった廃業の情報はないということで、宿泊業も今のところはありません。調査まではしてないんですけども、情報としてはあります。

休業につきましては、宿泊施設のほうは調整の範囲で、1 月、2 月は平日をお休みするとか、もう 1 月、2 月は全く休業するとか、そういった調整の範囲での休業は行われておりますが、廃業の情報は入っておりません。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　やっぱりホテル・旅館は、先が見えないと不安気にされていましたし、市内宿泊業者でもう廃業とか、休業に追い込まれていることがあるかなと思いましたので、質問を入れたんですけども、なければ、ほっとしております。

まず、いろんなことがかかわっておりますけども、とりあえずホテル・旅館は、厳しいところにありまして、本当にもう廃業しなくちゃいけないという、もう本当に皆さんが切実になっておりましたので、ここで、ちょっと質問をさせていただきましたけども、本当にこれから、もう春に暖かいほうに向かって行っておりますので、頑張っていただけたらと思っております。

それから、3 番目にありますけど、春の野焼きを観光資源にできないかと思うことはありますが、日にちが決まっていない、あまり風が強ければ中止ですし、これも難しい状況ですか。何かあればお願いします。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　今、野焼きを観光資源にできないかという御質問でございます。日本一の草地を焼くということで、非常に私も観光資源としては価値があるものと思っております。今、議員が言われましたように、非常に日程も不安定、それとやっぱり天候によって燃え方も違うということがあります。そういったことで、きちんとしたツアー商品になっていない現状があります。

それと、一般の方が非常に問い合わせが多いんですね。麓で見ていただくと助かるんですけれども、どうしても近くに行きたい、写真を撮りたいという問い合わせが、農政課のほうも本当に大変なんですけれども。ただ、そういったニーズがあるのはあるんですけれども、野焼きはあくまで営農のための農作業でございますので、ボランティアの方々も講習を受けて、もう本当に事故のないようにということで、関係者一同努めておられます。そこは観光課としても大事にしていきたいと思っております。

それで、今、現状は、交通ルールを守って駐車場にちゃんと止めて、御見学くださいというアナウンスはさせていただいております。逆に、あんまり過剰になるようであれば、皆さんで観光客を守るような措置に出ないとぐらいの感じではあります。

ただ、議員言われましたように、そういったニーズがあるので、今、草千里の野焼きについては、観光客にお見せしようということで、ちゃんと警備員も置いてやっておりますので、そこの利用をしていただければと思います。

ただ、本当に、火のイベントというのは非常に阿蘇にふさわしいものと思っていますので、今後、より良い方法を考えていきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　私たちはもうどっぷりと浸かって、野焼きというのは当たり前のことになっておりましたけども、やっぱりお客さんとすれば、この広大な平地を焼いていくという姿がですね、なんか目に焼き付くということでしたので、ちょっと問題提起としましたけども、本当に大変な事業だと思います。

今後もいろんなことをまたつくっていただきたいと思いますが、よろしくお願いして１を終わります。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　これから各種の実行委員会、協議会と話し合いを進めていきますので、議論してまいります。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　続きまして、市道浜川線について行います。通行量も多く、法面が崩れるなどの状況も散見されていますが、維持管理の状況はということで、まずは離合ができないこと。この路線は阿蘇中学校ができ、交通量が増えまして、法面が崩れているとこ

ろもあり、雨のときは危険です。

また、宮原商店前から浜川に入ってくるときは、道幅が狭いために事故が発生していました。補修などを検討されていますか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　市道浜川宝泉 1 号線でございますが、市道路線そのものが 1,031 件ほどございます。パトロールや地域からの連絡により、状況を把握して対応しているところございます。

今、お話になった、この路線については、通行に支障がないか経過を見ている状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　道幅が狭いということは、まず、一応、田が整理されていたので、それくらいの幅だと思うんですけど、実際は今度、中学校ができておりますし、それから、子どもたちがずっと前からあっておりました規則で、左のほうを通って行くんですね。そうすると、左側のほうに家とか、今は御存じのように住宅が増えておりますので、子どもたちは 1 年生では、本当に低いんですね。見えてこないので、その陰の中で、やはり学校にも相談したいと思ったんですけど、それは生徒のあとの問題になりますけど、この道幅が両方ですね、もう壊れてしまって車も離合するときにも落ちそうになっておりますので、その整備ができればと思いますけど、できていきますか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　この 1 号線につきましては、以前の測量設計を再度、精査している状況でございます。今、阿蘇市のインフラ整備につきましては、老朽化した舗装の打ち替え等の維持事業を優先に進めております。拡幅等の改良事業については、ほかの事業との調整をしておりますが、本路線につきましては通学路にもなっていることから、早期事業の着手に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　考えてはおりますということですけど、どの時期からそうされますか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　この時点では、ちょっと時期的なことを明確に言えないところは申し訳ないところでございますが、以前から議員さんもおっしゃっておりますし、側溝等から手始めにやりたいとは考えているところでございますが、建設課長にも引き継いで、早急な実施を求めていきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　部長が今回、入れ替わりしますけども、今、言われましたように、しっかりと手をつないでいただきたいと思いますが、本当に子どもたちが、何が起こるか分かりませんので、本当に早く気持ちとしては整備していただきたいんですけど、それはまだはっきりとは出ないということですね。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　本年度が骨格予算ということで、建設的なものは入れておりませんので、その辺は6月に向けて修正ができればと思いますが、ちょっと予算の関係でございますので、時間はかかるんではないかなと思います。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　そういうことであれば、子どもたちが安全に安心して、そこを通って学校に行くということですので、明確なほかにちょっといい案がありましたら、お願いします。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　実際は狭い道だったら、一方通行というのが一番いい手段ではありますけど、なかなか地方のほうでは、都会のほうは一方通行はたくさんありますけど、なかなかこの辺で一方通行というと、役所の前が一方通行なんですけど、なかなかそういう手段が取れなくて、どうしても拡幅に頼らなければいけないという問題がありまして、ただ、そこの一方通行も逆走されている方がかなりいらっしゃいますので、なかなか馴染みがないので、そういう方策が取れればよろしいんですが、どうしても道路拡幅となりますと、用地取得から入りますもので、どうしても時間がかかってしまって、そういう問題があります。

ただ、現実的には、ここについては、側溝の整備等でふたをするか、用地取得のだいたい2つぐらいしかないと思いますので、やるにしても。その2つのいずれかの方法を取るしかないと思っています。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　法面を両方で少し縦型に整備していくと離合はできると思うんですけど、いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　法尻までは、市道だと思いますので、あとは用地関係等、どの場所を、離合場所を設けるのか、全体を拡幅するかでまた状況が変わりますので、その辺のところが今後の課題となるかなと思います。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　最高ですけども、お金がないということですので、あまり強くは言えませんけども、とりあえず離合ができるような感じでつくっていただくといいかなと思いますけど、まずはそれが早く先行して始まればいいんですけど、くどいようですが、どうですか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　承知いたしました。現在も以前の測量設計の成果はございますので、それを基に考えてまいりたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　部長とも最後になりますけども、次に引き継いで、よろしくお願いしておきます。

以上で終わります。

続きまして、男女共同参画についてですけども、阿蘇市男女共同参画基本計画の基本目標として、「あらゆる分野で男女が共に活躍できる社会づくり」が掲げられていますが、この目標の達成に向けた現在の取組状況ですが、実際の現状はどうですか。

○議長（湯淺正司君）　人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君）　ただ今の御質問にお答えいたします。男女共同参画の取組状況としましては、令和 2 年 3 月に第 3 次阿蘇市男女共同参画基本計画を策定しております。その中で、地域や家庭、政策、方針決定過程などのさまざまな場合、女性の参画を促進していくということで、阿蘇市男女共同参画審議会をはじめとする関係団体や市内企業等と連携しながら、広報誌や人権フェスティバルなどのさまざまな機会を通じて、市民への啓発を行っているところです。

ただ、令和 2 年におきましては、コロナ禍のため人権フェスティバルは開催ができませんでした。そのため、当日配布する予定でありました人権啓発冊子を関係団体や企業等に送付して、人権について考える機会の提供を行ってきたところでございます。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　実際として、男女共同参画というのはいつ頃できたんですかね、年数としては。

○議長（湯淺正司君）　人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君）　国としては、平成 11 年、1999 年に男女共同参画社会基本法が制定されております。翌 12 年、2000 年に男女共同参画の基本計画が策定されており、その後、第 2 次、第 3 次、第 4 次と改定されており、今一番新しいのが 2015 年の第 4 次の改定となります。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　長い月の中でまだまだ、女性蔑視を考えると遅れているかなと思いますが、実際ここにも、秦課長と森永課長がいらっしゃいますけど、本当に頑張っておられますので、本当に心から応援をしておりますけども、長い月の中でまだまだ女性蔑視を考えると遅れているかなと思いますが、いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君）　ただ今の御質問で、男女共同参画社会の実現というのは、全ての人が性別にとらわれず、自由にそれぞれの個性と能力を発揮することが必要だと思われます。今後も女性活躍の推進とか、多様な男女共同参画による施策に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　田中弘子君。

○14 番（田中弘子君）　帳面とか表向きには、とてもいい言葉としては流れていくんですけど、実際この地域の中でも、女性の議員さんでも、たまたま私は運が良く、こういうふうになっておりますけども、実際、本当に議員とかつくることもなかなか難しくて、やっぱり女性も一歩引くんですよね。男性が悪いとか、女性がつまらないとかっていうことじゃなく

て、どうしても男女の差というのは自分たちもそうですけど、やっぱりできない部分とできる部分というのがちゃんと分かれているんですね。

だから、本当に一生懸命やろうとしても女性の立場は女性の立場で動きますので、男性みたいにできないんですね。男性は家を顧みずにパッと出て行こうと思えば出て行かれるんですけど、女性は家を守るということが主体になっておりますから、それ以上のことはないんですね。だから、自分たちが一生懸命やろうとしても、やっぱり 100%は無理ですので、一生懸命、今、秦課長さんと森永課長さんも一生懸命頑張っておられますので、本当に秦課長が一生懸命言われるときは、胸が痛むんですね。男性はさっと振り返るような感じですけど、私もちょっとあがっておりまして、申し訳なかったと思いますけど、やっぱり秦課長の一生懸命さは、胸を打たれるんですよ。だから、そういうところを男性は少し見習ってやっていきたいと思います。

すみません、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湯淺正司君）　14 番議員、田中弘子君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、暫時休憩をいたします。11 時 5 分から再開したいと思います。

午前 10 時 54 分　休憩

午前 11 時 05 分　再開

○議長（湯淺正司君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、12 番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　12 番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

野焼きも始まり、阿蘇に春の訪れを感じます。地震によりダメージを受けていたライフラインも 7 日の阿蘇大橋の開通で阿蘇に来る道路は全て開け、阿蘇山火口にも入れるようになり、あとはコロナの収束次第で大きな期待が持てるようになりました。

先日の市長の諸般の報告で、観光課における市独自のワーケーション受入環境整備支援の取組で、市内 32 か所の宿泊施設が支援事業活用、滞在基盤の充実を図っているとありました。

また、阿蘇市のホテルでワーケーションを取り入れている企業の事例を聞く講習会が 2 月 10 日にあったと聞いています。コロナ禍の中に試行錯誤した中で、新しい観光推進の在り方であると思います。

2020 年 8 月 14 日時点で 1 都 11 県 87 市町村が参加していて、観光地としても人気のある北海道や沖縄、リゾート地で有名な長野の軽井沢などもワーケーションの誘致に力を入れています。

私の勤めていた長野のプリンスホテルにおいても取組をしていました。自治体によっては、他市からのビジネス人口流出による地域の活性化が期待されます。さまざまな視点を持った人は出会い交流することで、イノベーションが創出されます。作家、ホテル、個人事業主、フリーランス、家族法人、遠隔でできる仕事等の事業の方々が期待できます。

自治体としてもワーケーションを誘致するため、魅力的な観光コンテンツの開発であったり、テレワークができる通信環境など、離れていても仕事に支障をきたすことのない環境を整える必要があります。ワーケーションを受け入れる自治体のメリットとして、関係人口の創出増加、地域創生、地域活性化、地元の飲食業の誘発、地域観光事業への集客、長期宿泊のプランができる、遊休施設などの土地活用。

企業側のメリットとしては、チームビルディング、イノベーション創出、社会満足度の向上、採用活動の効果、求めるサービスをして連泊で安くなるという特典、高速Ｗｉ－Ｆｉ環境という特典、静かな環境という特典、レイトチェックアウトという特典、またウェブ会議、ウェブ商談ができる環境。

また、ワーケーションを利用する社員のメリットとしては、リフレッシュ効果、合宿形式の仕事効果の向上、テレワーク、リモートワークの推進、働き方の選択肢が広がる。これらをうまく観光振興しながら取り入れれば、今までにない観光ビジネスになるでしょう。

そこで、お尋ねいたします。阿蘇市のホテルにおいての講演の参加人数、この講演会は環境省の補助事業であったと聞いております。勉強会として、議員のほうにも案内があれば良かったと思います。参加対象の方はどういった方が参加されたのか。それと集客周知はどのようにして集められたのか、お伺いいたします。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　質問にお答します。

本当に3回、研修を行いましたけれども、とてもいい研修だったので、今、思えば、議員の方々もというのもあったかもしれません。この事業は、議員がおっしゃいましたように、環境省のワーケーションの推進事業として行ったメニューの一つでございます。やっぱり研修というのは、人材育成で非常に大切ですので、一応、国内で第一線の方々を講師にお呼びして、全3回行いました、事業そのものの開始が9月からでしたので、実際、行いました第1回が12月22日に先進地である長野県から講師をお招きしまして、ここでは22名の参加でした。お声かけをしたのは、やはり観光施設の方々、宿泊施設の方々、それとアクティビティとかの方々、あとは子ども預かりとかもしましたので、とりあえず受け皿となる方たちに、直接、来てくださいという御案内をさせていただいております。そういう中で 22 名の参加がありました。

2 回目は、ワーケーションも企業として推進されています、日本航空さんから講師をお招きしまして、阿蘇の司で、36名の参加があっております。

第3回目が危機管理、リスクマネジメントで、新型コロナウイルス対策も含めたリスクマネジメント研修ということで、2月19日に行いまして26名の参加があっております。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　参加を要望した周知の方法、どういった形で流されたわけですか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　こちらのほうは推進協議会をつくっておりますので、メンバーにということなります。ちゃんと文書での通知をさせていただいています。あくまで受け皿となっている推進協議会の方たちということにしました。

すみません、コロナもあって、会場がやっぱり全員来てしまうと、4、50 人ということになりますので、今回そういった面もあります。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　要は、観光を一つ推進するというようなことであれば、やはりワーケーションという意味が全体的に、経済建設常任委員会といった中で、しっかりと取組を理解できるっていうことが一番大事だと思うんですね。そういったことがあって、お尋ねしたんですが、今後、やっぱり議員のほうにも、そういった観光課の取組が一番やっぱり阿蘇で大事なのは観光と農業ですからね、その辺の取組をしっかりと内容を精査するのも大事だと思いますのでお願いします。

ワーケーション受入環境整備支援の取組、市内 32 か所の施設が支援事業を活用、滞在基盤の充実を図っていますと、今回の中ではありました。支援事業の内容をお聞かせください。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　阿蘇市内の宿泊事業所 69 施設に対して、ワーケーションに必要な備品の整備、間仕切りとかいったものが必要になってきますので、それと今おっしゃいました、長期滞在といったところがありますので、これは効果的にやりたいということで実施しております。

69 施設に直接案内を出しておりまして、事業費の上限額を 100 万円から 10 万円ということで、旅館の収容人数に合わせて傾斜配分を付けております。上位最高額が大きいホテルだと 100 万円になります。事業費の 4 分の 3 を補助金としております。実際、取り組まれておりまして 3 月末までが竣工になっておりますけれども、現在の用途、内容としては、やはりＷｉ－Ｆｉの環境整備が多いですね、増設とか新しく新設とか、それと部屋の間仕切りでありましたり、テレワークに必要な備品、机だったり、プロジェクターだったり、それと今回、衛生的な感染対策部品も加えておりますので、そういった整備もされているところです。今、32 施設がこれを利用してあります。実際その前に、県のほうでも安全・衛生面は補助事業を出しておりましたので、そこでも 34 施設が受けられているので、もう受け皿としては整ったと思っております。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　32 か所は新事業を活用するとあります。上限が 80 万円だというふうな形でと聞いていたんですね。それで、32 か所 2,560 万円ぐらいの財源が要るわけですよね。その補助金の財源の根拠は、どういったところから出るわけですか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　今の実績としては、補助額としては 1,000 万円をちょっと切

っています。財源は今、新型コロナウイルス感染症対策の地方推進臨時交付金、これを100％補助金に充てております。これを財源として行った事業でございます。ワーケーションはコロナ対策としております。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　一般財源からの持ち出しはないわけですね。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　そうです。4 分の 1 は自己負担になっております。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　4 分の 3 が国からの補助であるということ、32 か所の施設は活用があると。ホテルが企画するときは、企画商品の内容、売上目標を出して、商品として販売戦略をすると。企画書はホテルを経営するときはだいたい必要なわけです。

やっぱり、ホテルだったら、そういうような財源の中で、企画に使うだけの金額に見合うだけの販売をどういうふうにやるかっていう形があるわけです。もちろん企画書は、ホテルから出ているわけですよね。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　はい。どういった環境で取り組みたいということは、A4 の半分ぐらいは目的として入れてもらっております。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　というのは、やはりお金を出すんだから、ホテル側から企画的な商品の説明とか、こういうふうな形でやるというのがやっぱり必要だと思うんです。その中ではホテル側の販売目標っていいますかね、そういうのは出ているわけですか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　販売目標、数的にはできておりません。ただ、これをするからには、一覧表としてちゃんと売り出していくので、きちんと意思統一はしたところです。

なので、一軒一軒、小さな備品でも、観光課職員が竣工検査に行って、そして、検査と合わせて、推進に向けて意思の統合も図らせていただいているところです。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　要は、私もホテルにいたわけなんですよね、やはり。いい企画で、このワーケーションをやるということはあって、絵に描いた餅ではなくて、本当にそれを実行して、しっかりと内容を精査しながら、やはり阿蘇の観光のためにやっぱりしっかりと反映していただきたいというふうなことで、今回、質問したんですが。

私も大手のホテルの中で、5 か所ぐらい支配人のほうに、いろいろ聞き取り調査をやったんだけど、なかなかさっき言った 69 か所に説明等をやったと言っていますけど、内容を分かっているところはあまりないんですね。

1 軒だけありました。80 万円の上限で支援をいただけるような形ということで、しっかりと会議室をつくって、明るい照明の 20 インチのリングライトとか、ウェブ商談で使う会議用マイクといったのものとか、今、言ったＷｉ－Ｆｉ整備、そういった中で、詳しくやった

ところは１社だけありましたね。あとは、だから、内容をきちんと分かっているところが、4 ホテルはなかったんですね。だから、浸透しているのか、浸透してないのか、なかなかこの中で書いたとおり、32 か所、69 か所に説明したとありますけど、なかなかそういうような形では、販売をする支配人クラスは知らなかったんですね。その辺はどうですか。周知がなされてないんじゃないかなと思って。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　今そういったことがあるのであれば、今後引き続き、また来年度もこの事業は進めていきたいと思いますので、今おっしゃっていただいたことは課題として、努めさせていただきます。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　やはり、国からの補助金で、また市のほうで計画した、観光課が出すとか、阿蘇市が出すとか、いろんな形でやっぱり阿蘇の観光を良くするための一つの施策ですから、それがしっかりとホテルの責任者に、誰が聞いたって責任者クラスは分かるようにしておかないと、このワーケーションの意味がないと思うんですね。それで、私のほうも聞き取りをしたんですけど、だから、しっかり分かった形でやっているというところがなかったわけです。

だから、この 69 か所の説明というのは、どういうふうになされたのかということが疑問だったものですから、今日、聞いたんです。その辺をもう１回、今後しっかりと各ホテルの責任者のほうに、内容を精査して、このワーケーションの意味合いをもって、阿蘇全体で盛り上げるというような形でなければ、なかなか成功しないと思うんですね。その辺のお尋ね、お願いします。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　この申請書には、ちゃんと代表者の印鑑をついて申請するようになっていましたので、そこは御存じのところかと、正直思っておりました。

ただ、今のは真摯に受け止めまして、今、整備ができただけであって、今からプロモーションもかけて、実際、受け入れていくわけです。なので、それは急務として務めさせていただきます。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　今後の取組についても伺ったんですけど、販売戦略、行政の支援がどのような策を講じていくのか。

私のほうで聞き取った中では、やはり連泊になると、内牧の飲食店の環境整備。連泊になるというと、やはり１か月滞在というふうな形になるわけですから、ホテルの中で一泊二食で食べるのではなくて、ほかの内牧の商店街の飲食店の環境整備、その中にはウェブサイトのアップグレードっていうことが課題になるというホテルの支配人もいました。要はウェブサイトを公開してあるんですが、それがアップデートして新しい情報の提供を早くしてほしいっていうことを耳にしました。いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　今、専用のホームページをつくっております。そういった中でいろんな、例えば連泊の場合は食事がもちろん外食になったりしますので、そういった情報も盛り込むようにはしておりますが、そういった件でしょうか。すみません。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　そういった声もあるものですから、やはり、なかなかテレワークという形、私は長野のほう販売担当の社員に聞いてみたら、なかなか難しい取組であって、だからきめ細かく、しっかりと旅館組合、温泉組合ですかね、そういった組合とホテル側の責任者と、ホテルの責任者が自覚して、企画商品を出していくというような形がやっぱり大事だというふうなことを聞きましたので、しっかりと観光課等旗振りでやっていただきたいと思います。結構です。

では、続きまして、新型コロナウイルスのワクチン接種、感染予防対策について伺いたいと思います。

新型コロナウイルスの終息は、ワクチンの接種の成功にかかっていると思われます。先日、公明党は全国の地方議員の私たちが 2 月 28 日から 3 月 7 日まで実施した、新型コロナウイルスのワクチン接種体制に対する自治体意識調査の結果を出しました。1,287 市町村から回答を得ました。公明党は政府による情報伝達の改善を促したと聞いています。お手元に詳細な資料をお配りしております。

市区町村で 4 月以降に始まる高齢者への優先接種に関して、政府は 6 月の最終週までに 2 回接種できる数量を配布する方針を打ち出したものの、5 月か 6 月の具体的な供給計画が示されていない現状である。どのぐらいの量、ペースで配布されるか明らかにならないと、自治体は計画を立てられないと政府に指摘し、情報共有を急ぐ必要性を訴えたと聞いております。

しかしながら、政府から出る情報不足を指摘する自治体が 91.4％と、現場の実態として情報不足と情報の変更に対する苦情や対応の困難さを訴える声が圧倒的でありました。そんな中で、市の取組は大変だと思いますが、ワクチン接種が速やかに円滑に進むような取組をお願いしたいと思います。

そこで、阿蘇市における新型コロナウイルスにかかる予防接種実施計画の先行的な取組についてお尋ねいたします。まず、接種実施会場の確保、接種までのシミュレーションについて、所管課の体制、接種計画の策定状況について、御答弁お願いいたします。

ワクチン輸送、原則 3 時間以内と聞くが、保管体制、個別接種の計画において、医療機関に冷蔵施設があるのか。時間ごとの予約枠の設定、接種者の導線の検討、定期的な換気により新型コロナウイルスの感染症 3 密対策と、国が用意するワクチン接種遠隔化システム、パソコン、スマートフォンからのアクセス可能、接種に係る医療機関等、情報の入力、新型コロナウイルスワクチンの到着日の確認、定期的な接種状況や新型コロナワクチン等の在庫状況の報告を行うことができると聞いております。市のほうの今の対応を伺いたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　新型コロナウイルスワクチンの阿蘇市におけます体制でございますけれども、市としましては2月1日に新型コロナウイルスワクチン接種対策班を設置しまして、そこで準備を進めているというところでございます。

接種につきましては、今、阿蘇中部地区で連携して取り組むというところにしておりまして、インフルエンザの予防接種と同様に個別接種、いわゆるかかりつけの医療機関で接種というところで準備を進めております。この件については、医師会のほうとも確認を取りまして、そういった方向で進めているところでございます。

接種計画につきましては、今回、使用いたしますワクチンは、マイナス 75 度で保管いたしますファイザー製のワクチンを使っております。そのために保管に必要となります冷凍庫、これを阿蘇管内に4台確保しまして、そこを基本型接種施設としております。基本型接種施設につきましては、阿蘇医療センター、阿蘇温泉病院、大阿蘇病院、阿蘇やまなみ病院、この4か所にしております。

さらにその基本型接種施設から、ワクチンを小分けしまして接種をいたします、サテライト型接種施設、これを市内11か所に設けまして、合わせて15か所の医療機関のほうで接種をするということで体制を整えているところでございます。

現在、ワクチン接種に向けまして、接種の手順でありますとか、接種に必要な事務処理、先ほどシステムの話も出ましたけれども、そういったところの詳細な打ち合わせについて、医療期間と協議を進めているという状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　今のお答えの中で重複するかも分からないですが、高齢者向けの優先接種、それ以降の計画の詳細、例えば接種券の返信の少ない方、接種会場まで行けない方のアクセス、高齢者施設における受ける、受けないの意思確認の対応について、お答えお願いします。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　接種の順位ですけれども、国のほうから説明があっているものにつきましては、今やっております医療従事者、その後に 65 歳以上の高齢者並びに高齢者施設の従事者、その後に 65 歳以下で基礎疾患のある方ということになっておりまして、16 歳以上の方が接種の対象ということになっておりまして、今、阿蘇市の試算では、高齢者の方が7割程度接種ということになりますと、だいたい1万5,000人、全体で3万回、接種をする必要があるというふうなところでございます。

先ほどありました返信というところがありましたけれども、今回、ワクチン接種に関しましては、我々のほうから接種券を送りまして、医療機関のほうに直接予約をいただきまして接種をするということですので、返送というところはございません。

今回、アクセスに関しましても、今かかりつけの医療機関のほうで接種ということになっておりますので、今、インフルエンザのほうが昨年の 10 月から 12 月にかけて、高齢者の7割の方が接種をいただいておりますけども、やはりかかりつけということもございまして、それぞれでかかりつけまで、普段行っていらっしゃると思いますので、特段アクセスに関し

ましては、我々のほうから準備しているというところはございません。

それと、高齢者における意思確認でございますけれども、施設等に意思確認、ここにつきましては、まさにインフルエンザもそうでございますけれども、意思確認が必要でございます。それに関しましても、施設のほうに関しましては、医師のほうが施設に出向いて接種する、いわゆる巡回接種が可能ということでございますので、意思確認のほうはインフルエンザと同様に施設のほうで御確認いただけるというふうに思っているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　次に広報ですね、住民への周知、推奨、いろいろテレビの報道の中でも、副反応があるとかいうふうな形はあるんですが、安全性、政府の情報が変わる中で、市民への周知はどのようにしていくのか、御答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　住民への周知ですけれども、市議のほうから資料のほうが出ておりますけど、非常に情報のほうが変更になったりとかいうふうなところ、非常に出しづらい状況にはございますけれども、我々としましては、情報としましては、市のホームページであったり、広報誌、また「お知らせ端末」は、非常にタイムリーにお知らせでるのではないかというふうなところで考えているところでございます。

ほかにも我々のほうからは、クーポン券を配りますときに、同封に資料を入れていきたいというふうに思っているところでございます。考えられる周知の策をある程度、打っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　ワクチンの配分が国から県のほうにいって、県から自治体のほうへ来るわけなんですが、例えば自治体において人数、産山あたりではだいたい高齢者が 600 から 700 だと聞いております。阿蘇市においては 9,000 ぐらいあるわけですよね。その中で、私たち議員がその辺のところ、産山は高齢者が済んだのに、阿蘇はどうなっているんだとかいう形で、市民からの問い合わせがあった場合、その辺の議会に対する周知というのは、どういうふうな形で行われますか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　市町村に配分されますワクチンの量が、やはり市町村によって 1,000、2,000 の単位で配布されるということでございます。それを受けまして、我々のほうとしましても、今、どういった形で接種するかというふうなところを、協議をしているところでございます。その内容、決まりましたら、議員の皆様のほうにもお知らせしたいというふうに思っております。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　次に、予約表やクーポンなどの発送、予約システムの整理、この対応があるのでしたらお聞かせください。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　接種券につきましては、先ほども少し説明させていただきま

したけれども、住民向け接種では、市のほうからクーポン券をお渡しすることにしております。全員協議会のほうで、少し資料を出させていただきましたけれども、クーポン券の文字が非常に小さいというところもございまして、接種をいつしたのか、２回目はいつするのかというような情報をクーポン券の中にも書き込むようにはなっておりますけれども、それでは見づらいということで、別途、我々のほうでは今、予約カードというようなものを手配しまして、高齢者に分かりやすい接種に務めていきたいと思っているところでございます。

発送時期については、まだ、今のワクチンの配分量、今後の量というのが分かりませんので、実際、クーポン券が届く時期と接種ができる時期、ここがあまり開かないようなタイミングで発送したいというふうには考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　次に、相談体制、コールセンターなどの設置についてですが、本会議のときに聞いたら、市役所の玄関のところに用意にするということだったんですが、この２人体制っていうのは、非常勤を雇うのか。いろいろ相談内容はあると思いますが、専門の方なのか、その辺のところ、どういった方を雇うのか、お聞かせください。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　今回のコールセンターにつきましては、民間事業者に委託をすることにしております。2 名、平日、常駐しまして、人数としては 3 名を 2 人ずつ出まして 3 人で交替していくといことでございます。

現在、そのオペレーターとなる方については、今、研修中ということでございます。我々のほうで受けます主な相談としましては、住民からの接種の概要であったりといったところを考えております。

ほかにも接種後のいろいろな御相談というふうなところにつきましては、熊本県のコールセンターであったり、国のコールセンターであったり、あるいはワクチンそのもののお尋ねであれば、ファイザー社のほうでコールセンターがあったりということもございます。そういった情報も、また出していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　政府からの情報も、なかなかしっかりと伝達されないわけですから、大変御苦労だと思いますけど、やはりこのコロナの収束のためには、ワクチンの接種にかかっていると思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

続きまして、コロナ禍による生活保護行政の推進についてお尋ねいたします。生活保護は国民の権利であり、保護を必要とする方がためらうことなく生活保護が受給できるよう、生活保護についての誤った知識、先入観を払拭する広報を大々的に行うとともに、当事者に寄り添った対応がなされるよう、国から強く自治体に対して要請すること。特に、扶養照会については、個々の状況に応じて、当事者に寄り添った配慮がなされるよう、自治体の体制を促すこと。

併せて、新型コロナウイルス感染症が治れば、一定の収入が見込まれるケースも多いことから、資産要件や転居指導、稼働能力、車の保有等について一定期間、例えば 1 年猶予する

など、入りやすく出やすい生活保護をコロナ特例として実施すること。併せて、生活保護と生活困窮者支援制度の連携をより一層強化し、切れ目なく支援する体制を構築することと、公明党は緊急提言で政府に掲げてきました。

そこで、お尋ねいたします。生活保護数の実態、また、このコロナ禍における中で、増えたのか、増えてないのか。その辺のところを御答弁お願いします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　お疲れさまです。ただ今の質問に、お答えさせていただきます。

令和 3 年 3 月 1 日現在で、139 世帯、160 人が受給者となっております。そのうち、新型コロナウイルス感染症が直接的な原因で保護申請した世帯は、今のところではまだゼロ件です。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　緊急事態宣言の解除後の生活保護業務のおける対応について伺いたいのですが、令和 2 年 5 月 26 日に事務連絡があったと、令和 2 年 9 月 17 日も事務連絡があったと聞いております。令和 3 年 1 月 29 日の保護要否判定等における断続的な運用について、どのような変化があり、管内保護の実施期間の査定、指導員や地区担当員の面接、相談に対して、本事務の連絡内容は行き届くように御配慮があったか、伺います。

その 2 つの 5 月 26 日と 9 月 17 日若干、たくさんしゃべったら詳しくなるものですから、簡潔にお願いします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　今あったとおり、その日付の通知も出ておりますし、その他にもたくさん通知が出ております。

総体的に全体の説明をしますと、生活保護制度は、その受給にわたって、さまざまなルールがあると。その中で、昨年から新型コロナウイルス感染症により、さまざまな生活環境変化が余儀なくされている状況の中、保護制度についても対応方針や保護の要否判定にかかる弾力的な運用方針、そういうものの適用の通知が出ております。

例えば訪問調査活動を可能な範囲で電話対応する、こちらはもう感染症対策としての通知。こういうものがその要件の中に入っているほか、従来、生命保険については解約し、返還金を生活に活用していただく。あるいは自動車を所持している場合は処分していただいて、それを生活に活用していただく。こういうルールがあるんですけども、このコロナ禍の中、世情回復までの短期的な保護が見込める場合は、一定の期間、一定の条件の下、その処分の保有等について容認すると、認めるようにという形で、個々の状況に応じた早期保護、そして早期自立、これを見込んだ緩和に関する通知が行われております。

そして、先ほど言われたとおり、これはコロナ禍限定ではないのですが、厚生労働省から新たな通知として、申請者の扶養照会を行う際に、今までは扶養義務者に照会をする範囲というのが、20 年以上ちょっと音信不通の方には、もう聞かなくていいですよというような内容だったのが、これが 10 年間ぐらい前までは連絡を取っていた方までにということで、短縮、緩和があっております。そのほか個々の状況に応じて、いろいろ配慮するようにとい

うような通知が出ております。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　生活保護、生活困窮者支援制度の連携をより一層強化して、切れ目のない体制をお願いしておきます。

続きまして、コロナ禍の中で、居住支援の強化についてお尋ねいたします。住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤です。しかしながら、空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭など、住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務になっています。また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃や住宅ローンの支払いに悩む人が急増しており、住まいと暮らしの安定を確保する居住支援の強化は待ったなしの課題だと考えます。

コロナ禍において、全国に生活困窮者自立支援制度における住宅確保給付金の利用が爆発的に増えていますが、本市における申請件数、また前年と比べて、どの程度増えているのか、併せてお答えください。

○議長（湯淺正司君）　市民課長。

○市民課長（森永智保君）　本市における令和 2 年度の住居確保給付金の申請件数については、2 月末までで 5 件となっております。支給決定件数も同じく 5 件となっております。令和元年については、申請件数及び支給決定件数共にゼロ件でした。

全国的には、昨年度に比べ 20 倍以上の増加と言われております。それに比べると、本市においては爆発的とまでは言えませんが、コロナ禍の影響で昨年度に比べると件数が増えている状況が見られます。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　その後、緊急事態宣言延長後の対策について伺います。住宅確保給付金は、最大 9 か月まで支給されます。つまりコロナ禍で対象拡大がなされた昨年 4 月以降、支給開始した方々は、昨年、年末年始には支給期間が切れ、路頭に迷うようなことになってしまうのではないかと懸念されていました。こうした事態とならないように、私たち公明党は、支給期間の延長を政府に強く要請して延長されたことも。支給期間終了後に引き続き支援が必要な方は確実におられます。家賃の支払いができない人向けに、自治体から家主に家賃相当額の支払いをする住居確保給付金は、3 月までに申請すれば、新規申請者を対象に支給期間を最大 12 か月に延長、一人一回限りの利用という原則の緩和、支給が終了した人が再支給を受けられるようになっています。

こうした方々が住まいを失わないようにするため、就労支援の強化等を通じた経済的な自立の支援、家賃の安価な住宅への住み替え推進、公営住宅の積極的な活用、生活保護の受給など、本人や家族のニーズや状況等に応じた、きめ細かな支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　市民課長。

○市民課長（森永智保君）　住居確保給付金の給付期間中に生活相談センターにおいて、家計改善支援、就労支援などの生活困窮者自立支援制度の事業を活用し、生活再建ができるよ

う支援を行っております。また、就労収入の増加が見込めない場合は、生活保護などの公的支援の活用、住居の住み替え等につきましても、被支援者御本人の意思を尊重しながら、関係課、関係機関と連携し、さらなる支援に努めてまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　コロナ禍の中、生活困窮者に対する問題は喫緊の課題です。市民が安心・安全に生活できるように、行政の御支援をお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　12 番議員、森元秀一君の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。午前中、あと 10 分ほどございますが、午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 48 分　休憩

午後 1 時 00 分　再開

○議長（湯淺正司君）　これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続きまして、11 番議員、市原正君の一般質問を許します。

市原正君。

○11 番（市原　正君）　11 番、市原でございます。通告に従いまして、2 点質問をいたします。

まず最初、市内全ての世帯に市広報誌を届けるためにという質問でありますが、これは昨年 9 月の定例会の継続案件であります。私が一般質問をやりました後に、市民の方から賛否両論いろんなご意見をいただきました。直接、我が家に来て話をされた方もいらっしゃいます。電話もかかってきました。中には、私が郵送したらどうかという話をしましたので、そういう方法を取ると区に入らなくなる人が増えるんじゃないかという区長さんもいらっしゃいました。また、よくあの質問してくれたという市民の方もいらっしゃいます。

そういう中で、特に一番驚いたのは、区長さんが市の広報を市民の全世帯に配らないのは、ある意味差別じゃないかという意見もありました。そこまではという話をしましたが、そういった考えを持っておられる市民の方もいらっしゃいます。

特に今回質問しますのは、そういう中からいただいた意見の中であります。というのは、広報誌の配布は行政区長の義務ではないかという意見をいただきました。区長には区長手当が出されている。私たち市民は、ちゃんと市の税金を払っている。そこにはやはり市の広報誌をきちんと届ける義務があるんじゃないか、そういう意見をいただきました。また、ほかの方からは、区長が配達をしないんだったら、別に配達人を雇用してでも市は配布すべきではないかという意見もいただきました。

そういう方の御意見をいただいた中でこの 2 つを今日一般質問をします。広報誌の配布は

行政区長の義務ではないかという点について、市はどのようにお考えでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　お疲れさまです。ただ今の質問にお答えさせていただきます。昨年の９月、議員のほうから御質問いただきまして、行政区区長会、役員会等でも中身を検討してまいったところでございます。

まず、1 点目といたしまして、議員のほうから区長の、それは義務ではないのかというようなところでございますけれども、この点については、我々もいろんなものを調べてまいりました。この行政区の起こりと申しますのが、やはり地方自治法というものが 1991 年に改正をして大きく行財政改革のほうの舵を取られているというような状況がございまして、この中で呼び方はさまざまです。町内会でありましたり、自治会と言われているものがございますが、この部分については、町または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、いわゆるこれを地縁による団体というような形で、今、地方自治法で規定されていることがございまして、一方でこれを行政組織の一部としてはならないというようなことが規定をされております。

従いまして、自治会長には区長というような形で置いておられますが、これを行政が義務を課して何かするというようなことはできないということになっております。と言いますのも、江戸時代から集落の起こりといいますのが、5 人組というようなところから制度が発足しておりまして、それから下部組織として、隣組というものがその当時ございまして、市町村長の支配下でいったんそこが義務付けされていたというようなことがあって、いわゆる戦時中は国家総動員ということで物資を集めて回ったり、いろんな配給をして回ったり、住民の相互監視とかいうことが行っておられたので、これはいかんよということで、戦争が終わってＧＨＱから、こういったものには義務を課してはいけないというようなことが言われて、これが出てきております。

その後、1952 年のポツダム政令というものがございましたが、これが廃止されております。ただ、いわゆる自治会についての地方自治法については廃止されたままという形で、市の配下の組織として、自治会等があるんじゃないというような形になってきておりますので、そういった形は、今、取られているということです。

また、一方で、区長さん方と我々のやり取りといいますのは、区長さん方のほうに我々は協力をお願いすると。それから、区長さん方は行政の取組に協力していくというような間柄という中でやってきておりますので、これを強制的に絶対してもらわんといけないということまで言えないというようなものが現状でございますので、我々としては、今、行政経費、午前中の中でも、限りある財源の中で取り組んでいくというような中では、やはりそういった区にも入っていただいて、特に昨日の答弁の中でもありましたように、自主防災組織でありますとか、やはり地域のまとまりを持って、皆さん顔の見える中でやっていただく。議員が言われましたポスティングというのは郵送で送るとかという形も大事だと思いますけれども、そういった形でやられると、やはり、区長さんから隣保班といったところにつながって、その方々に届いていったときに、何気ない会話をされて、それが見守りの活動であったり、

普段のところにもつながっているというようなところもございますので、そういったところもやはり大事にしていかなくてはならない部分ではないかなというところがございまして、我々のほうとしましては、今の区のほうに、加入をどうぞしてくださいというようなことで、啓発をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　市原正君。

○11 番（市原　正君）　課長は今、非常に大事なことを最後に話をされました。いわゆるコミュニケーションですよね。やはり、区に入らないとかいったことが増えてきている中に、もう区に入らないなら配らないよと、そういうことを決めつけてしまう。そこから、やはりコミュニケーションがなくなって、そしてこういう問題が、私に区長の義務じゃないかとか、そういう電話をしてくるような方が増えてくるんじゃないかと思うんです。

ですから、特にこの問題は、今回で終わりにしますけども、やはり所管としては、そういうことを区長さんにぜひ、もちろんやってらっしゃると思うんですけども、きちんとお願いをして、そしてやはりコミュニケーション、そして区にも入っていただくような方向性を持っていただくように、やはりお互いの話し合いの中で進めていっていただきたいというふうに求めておきたいんですが、いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　議員のおっしゃるように、区長さんのほうは、区に入ることについて拒むものではないというようなところで、特に入ることについては、入るというのは全然、権利があるんだよということで、「入る義務じゃない」と、「入る権利があるんだよ」というようなことで言われる方もいらっしゃいます。

そういった取組という形で、やはりそこの意識の部分、入らないからというような形ではなくて、やはり区が担っている部分については、そういった行政からの配送だけではなくて、いろんな地域の見守りでありましたり、例えば道路の補修等の部分ついても、自分でできるところは自分たちでやっていくというようなことで、農地保全の活動ですとか、そういった活動もやられておりますし、やはりそこについては、この人とその区に入っている方だけがしていればいいじゃないという風潮も、どこかでおかしな部分があるんじゃないかと。

昨日の答弁でもございました、防犯灯の負担の部分についても、そこはみんなが通っている所というところについては、やはりそれは地域の皆さん方が協力し合ってやってきているところで、これをまた行政だけに頼っていくとなりますと、膨大な予算が必要になってくる。そうすると、やはり跳ね返ってくるところは、最終的に住民の皆さんの負担が増えてくるというところにもつながってまいりますので、そういったところの意識啓発という形で進めさせていただければと思っております。

○議長（湯淺正司君）　市原正君。

○11 番（市原　正君）　もう多くは語りません。とにかく区長さんにも、今、課長がおっしゃったようなことを十分お願いをして、協力をお願いして、そして、やはり最終的には何か。市の広報誌には、市が市民の皆さんにお伝えすることがたくさん書いてあるんですよ。それは「お知らせ端末」でも知らせています。でも、やはり市の広報誌を一軒一軒、全部に

配るということは、市に課せられた大きな課題だと思っていますので、どうかその辺を所管としてきちんと区長さんあたりと話し合いをしていただいて、善処するように対策を講じてほしいと求めておきます。

○議長（湯淺正司君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　現状でございますが、なかなかそこの部分についてはやはり、いろんな区の成り立ち、それから区の財産、いろんなものが絡みまして。区費を全く取ってない、そのとき、そのときに必要なものを取っている。それから、区の大きな財産がございまして、そちらの部分との兼ね合いがあると。地域のそれぞれ 117 行政区がありますが、117 区それぞれにいろんな背景がございます。そういったものも緩和しながら、いろんなきちんと、そういった御意見等も伺いながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（湯淺正司君）　市原正君。

○11 番（市原　正君）　では、課長、よろしく求めておきます。ありがとうございました。

それでは、この問題はこれで終わりまして、次の市の施設の管理についてですけれども、この市役所の北側別館が雨漏りをしておりました。これについては、工事が終わったという話も聞いておりますが、その辺はどうだったんでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　こちらの北側別館については、御指摘のとおり雨漏りが複数か所で発生しておりました。

昨年 8 月から 9 月にかけて、既に屋根の修繕工事を行っております。緊急的な対応となりましたので、予備費の中で充当しながら対応したところでございます。今現在は雨漏りはしてないということでございます。

○議長（湯淺正司君）　市原正君。

○11 番（市原　正君）　工事が終わって雨漏りはしてないという点は了解をしますが、どういった工事が行われたんですか。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　工事の内容でございます。既存の棟包み部分に赤錆が出ておりましたので、コーキングあたりを行い、防水シートを敷き込みまして、棟包みの取り付けを行ったところでございます。

○議長（湯淺正司君）　市原正君。

○11 番（市原　正君）　その工事は、何年ぐらい持つものなんですか。その耐用年数と言いますか、緊急の工事だったと思うんですけども、何年ぐらいは大丈夫というふうに見ていますか。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　何年持つかについては、ちょっと確認は取れておりませんけれども、大きな台風等がなければ、長い期間持つというふうに思っております。

○議長（湯淺正司君）　市原正君。

○11 番（市原　正君）　その工事をされた際、天井材とかは確認はされましたか。というのは、この間から、夢の湯、アゼリアの天井落下というような話がどんどん出てきています。

それで、アゼリアにしても５年前に一度お風呂場の天井が落下している。そのときに点検したのか、していたという話ですけども。実際にここは雨漏りして上から被せた、天井はどうなっているのか、確認はされましたか。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　天井につきましては、雨漏りの有無については確認をしておりますけれども、強度についてはまだ確認は取れてないです。

○議長（湯淺正司君）　市原正君。

○11 番（市原　正君）　こういう点をきちんと求めておきたいんですよ。やはり一つの修理をする、そのときに、ほかの部分がどうなっているかとか、そういったこともきちんと点検すべきではないかと。そういったことを今後、求めておきたいんです。

併せて、今、求めますけども、指定管理に出した施設の管理、これは指定管理に出して、もちろん分かっています。たくさんお金がかかる分については、市がやらなくてはならないというのは、規則があるのは分かっていますが、管理をするという、今回のアゼリアにしても天井が落ちるまで、そういうふうになっている状況の把握ができてなかった。それはどこがするべきなのか、その辺はどうお考えですか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　お疲れさまでございます。あくまで各施設の管理につきましては、それぞれの施設ごとの所管課がそれぞれ管理者と協議の上、取決めをして運用していくということになっておりますけれども、政策防災課は指定管理者の選定を担当しておりまして、指定管理の推進をするという立場でありますことから、私から一般的なことで御回答をさせていただきます。

各指定管理施設の管理運営につきましては、指定管理者が通常はするということになろうかと思います。各所管課が指定管理者と協議の上、締結をします期間内の包括協定、その中で定期点検あたりにつきましては、ある程度、その指定管理者による管理範囲が定められておりますけども、先ほど申し上げました定期点検あたりについては、はっきり明記がどこもされていないようでございますので、明記されていない以上は、所有者である市が管理していくべきというふうに考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　市原正君。

○11 番（市原　正君）　この問題も多くは語りません。やはり、今、課長がおっしゃられたように、明記がされてないということになれば、市の所有物ということで市が管理をしなければいけないというふうに考えておられるのだったら、今後、やはりきちんとしたそういった対応を求めておきたいと思います。

これ以上、天井が落下とか、そういったことがないように、きちんとした対応を求めて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　11 番議員、市原正君の一般質問を終わりました。

次の質問に入ります前に、資料の配付を行います。

〔資料の配付〕

○議長（湯淺正司君）　続きまして、19番議員、河﨑徳雄君の一般質問を許します。

河﨑徳雄君。

○19番（河﨑徳雄君）　19番議員、河﨑でございます。昨日から、活力あるまちづくりなど、要望質問があっております。本日も財政力、厳しい問答があっております。

そういう中ですけれども、旧阿蘇町地区が過疎地域指定になるそうです。残念な思いもしますけれども、複雑な気持ちです。阿蘇市でも人口減少とともに高齢化が進んでおり、全体で9,913名が高齢者になっております。全人口の約39%を占めます。

そのような中に、第3期の阿蘇市地域福祉活動計画が策定されております。福祉協議会の地域包括支援事業など、協議会の事業はたくさんありますけれども、さらなる活動を御期待をいたします。

所管外になると思いますが、市長が社会福祉協議会の会長をされております。高齢者、住民が安心で安全・快適に暮らせるために、市行政と社会福祉協議会が一体となり、誰もが安心して安全で快適に暮らせるまちづくりの実現を期待をいたします。

そういうことで質問に入りますけれども、まずは保健センターですが、令和2年度に第1期というような形が取られておりましたけれども、改修計画がなされております。重大な事故の発生を未然に防止するために、公共施設の点検、修繕などが必要です。そういうことで、第1期の修繕の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　ただ今の質問にお答えさせていただきます。

今期予定していました多機能トイレ、北側玄関照明改修工事及び駐車場整備工事を指定の工区にわたって全て完了し、もう既に供用開始をしております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19番（河﨑徳雄君）　令和2年度については、今、トイレなどを改修されたということですけれども、私は保健センターに度々行きます。ここ1年ぐらい、あんまり行きませんけれども、もう前から、昔からですよ、玄関先が雨漏りしバケツがつけてあります。そういう状況を保健センターに写真があるかと言ったら、写真があるそうです。

我が家がもしですよ、玄関先が、ホールが雨漏りしているとすれば、金がなくても修繕します。例えば、今第1期でされたトイレ辺りや北側玄関よりも、私だったら玄関ホールのほうを優先します。もうそういうところで、公務員の人たちの、もうちょっとやっぱり公僕精神で物事を見てもらいたいなと私は思っております。

そういうことで、玄関ホールの雨漏り修理あたりはどのような計画がなされますか。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　雨漏りの件は、私も存じ上げておりますし、今まで改修をしてこなかったわけではございません。ただし、あそこのつくりが特別な状態、ちょっと難しいつくりになっておりまして、本格的に改修をするには、もう全面的な屋根の改修が必要かも

しれないというような設計計画で、現在、今、雨漏りしているのも、天井材が悪くて雨が入っているのではなくて、はぶきこみが大きな原因であろうと想定はされているところです。

今後の整備については、現在、温泉施設の改修等の設計も追加しておりますので、そこら辺の事業費も含めて全て総合的に反映するとともに、施設運営をしながらの改修になりますので、そこら辺の影響や財政面、総合的に検討して着手時期等を決定していきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　今、課長がお答えになりましたけれども、私の素人なりの判断は全く違います。あれはガラスのところのコーキングを強くすれば雨漏りは止まります。専門家の意見を聞きながらですけれども、私はもうちょっとみんな、市役所の職員もですけれども、保健センターの職員あたりのやっぱり危機緊張感もないのではなかろうかと。そういうことを含んでおりますので、ぜひ 3 年度に予算を計上して、立派な保健センターが。雨漏りは、今年の 6 月はもうすぐ来ますよ。雨が梅雨時が来ましたら、バケツは 5、6 個しかないんですよ。そういう状況を見たとき、最初に言いましたように、私だったら金がなくてもやります。公務員の方々もそのあたりをぜひ一度、検討していただきたいと思います。

それで、次の質問に移りますけれども、赤い羽根共同募金、これは隣の資料にもあると思います。自分の町をよくする赤い羽根共同募金となっておりますけれども、赤い羽根共同募金が熊日の募金者記載が、今年もう 3 回ほど載っておりました。これももう何十年と見ておりますけれども、今年初めて感じたのは、阿蘇市が何となく少ないんじゃなかろうかと、と言いますところ、社会福祉協議会の事務局長が言われるのは、「いや、そんなことありません」と言うわけです。私は少ないと他町村と比べて思ったわけです。そうしたら、御覧のとおり、この資料、新しい資料ですけれども、この資料に目を通すと、阿蘇市は段とつに少ないわけですね。

何が少ないかといったら、やっぱり法人募金、企業あたりの寄付の要望が足らないわけです。それで、法人各社に寄付の啓発要望・要請もしていただきたいと思いますが、交流人口の観光客の来る阿蘇神社、門前町とか、道の駅とか、阿蘇山上とか、内牧広町あたりに、募金箱を市で寄付等を集めて設定したらどうだろうかと思っております。西原地区辺りは、昔からやっぱりたかんぽ預金ということで、住民の間に募金は根付いているそうです。阿蘇市は銭がないから、市で立てるというよりも、このあたりに寄付を集めて募金箱の設置あたりで、交流人口から募金活動をお願いして、そのお金で市のためになるようなことがあるといいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　先ほど議員もおっしゃられたとおり、社会福祉協議会は阿蘇市とは全く別の一団体ですので、そちらの事業についての細かい指示とか、そういうのは私たちのするところではございませんが、御意見としては、社会福祉協議会のほうにお伝えはしたいと思います。

そして、今回の件については、事前に社会福祉協議会に問い合わせをして、回答をもらっ

ていますけれども、現在、コンビニ、ショッピングセンターなど、また協力をいただけるその他店舗等については、既に募金箱の設置をしているところです。基本的に無人となる施設や場所などには、防犯上、ちょっと設置は困難というふうな答えをいただております。

なお、募金箱の設置ではありませんが、今はこのコロナ禍の中でも、特に言われているとおり、インターネットを利用したオンラインの寄付、コンビニ決算での寄付とか、リサイクル的なメルカリとか、ちょっとここで言っていいのか分かりませんが、こういったものの売上を自動的にもう赤い羽根に寄付したりとか、こういう制度もどんどん確立されていっております。

また、社会福祉協議会では、市のイベント時に担当が出向く、あるいはショッピングセンターで学生と一緒に募金を呼びかけたり、そういう活動もされております。募金ですので、多い少ないというのは別にして、やはりあくまでも善意の募金が継続されていけたらいいなということで、御意見のほうは社会福祉協議会にお伝えさせていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　今、課長がお答えられましたけれども、なかなか前向きな答弁じゃないなと。募金箱についても防犯対策をした募金箱設置もできるわけですよ。コロナ禍で、もう皆さん目を通されておりますけれども、阿蘇市が約 420 万円です。西原が 390 万円です。南阿蘇 370 万円、高森 230 万円。これで地域配分が阿蘇市のためになるそうですけれども、阿蘇市は 270 万円、西原は 360 万円、南阿蘇 300 万円、高森 199 万円というふうになっているわけです。

なかなか、この赤い羽根の共同募金というのは、自分の町を良くするためにというような、そんな募金活動はたくさんあります。しかし、日本全国代表的なものはこれです。

こういうことで、今、言われた代理の答弁では決して前向きには進みません。募金箱の設置も、法人の要望も、これは防災課にも通用しますけれども、消防団の寄付も阿蘇市はないわけです。阿蘇市はゼロです。だから、やっぱり法人あたりの要請を強くしないといけないのではないだろうかと思っております。これについて、もう一度、強い姿勢でお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　先ほど申し上げたとおりになってしまいますけれども、一応、社会福祉協議会のほうでは、協力いただけるところには今までもお願いしているという部分もございますので、そこについてはされていかれると思いますし、これ以上の部分で市がどうするというのは、ちょっと今のところはお答えする範囲にはないと思っておりますので、ただ、御意見としてお伝えさせていただくということになります。

○議長（湯淺正司君）　市民部長。

○市民部長（宮﨑　隆君）　今の件ですが、私も社会福祉協議会の業務執行理事という立場を仰せつかっておりますが、この赤い羽根共同募金については、あくまでも募金ですから、今、課長が答弁したいろいろな施策を打ち出しながら集めている。

それと別に、阿蘇市の社会福祉協議会は特別協賛金、いわゆる我々、理事、評議員、職員、

それと法人、そういうところに出向いて寄付金を集めております。金額は覚えておりませんが、新たな社会福祉協議会の努力として、そういう部分も踏まえておりますので、この赤い羽根共同募金だけで判断をしていただくのではなくて、全ての取組の中で、その事業に充てる財源として、社会福祉協議会は日々努力をしているということは御認識いただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　先ほどから、この赤い羽根の募金について、どこがいくらとか、ここがいくらとかということをおっしゃいますけれども、赤い羽根共同募金というのは、あくまでも善意の、これは行為だと思うんですよね。それに携わっているいろんな方々が設置したり、あるいは直接そういう場所に立って募金活動を呼びかけたりということで、一生懸命やっておられますから、ここで、どこがどうで、こうだという競い合うべきものではないと思うんです。その善意をしっかりと発信をして、一つお願いしますということで。あまりにもここがいくら、ここがこうだと、だからもうちょっと頑張れとか、そういう問題とはちょっと違うのではないかなということを思います。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　今、市長さんが答弁されたこともよく理解をいたします。また宮﨑部長が言われたことも、よく募金活動は香典返しから、たくさんあります。しかし、今日は赤い羽根について尋ねておりますけれども、やっぱり阿蘇市は法人が 131 万円、西原あたりは 110 万円、これはやっぱり法人、会社にそういう住民啓発をしているそうです。そういうことで、阿蘇市も今までだったら、このような現象がさらに続くと思います。

私は市の行政当局のもうちょっと考えを変えなければならないのではないかと、そういうふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　副市長。

○副市長（和田一彦君）　私は、阿蘇市の共同募金委員会の会長ということで、この共同募金委員会はもともと国の法律に基づいて、厚生労働省が所管している募金なんですけれども、熊本県の共同募金会というのがございまして、その下の組織として阿蘇市の募金会がございます。

この募金額ですけれども、これは県のほうから各自治体に、いわゆるいくらっていう目標、計画募金というような形が取られておりまして、阿蘇市についてもいくら以上ということで、そのオーバーした分がここにある地域配分という形になります。

ですから、一番左の共同募金の総額、これから地域配分額の差額がございます。これについては熊本県の共同募金会が収納する部分ということになっておりまして、この差額の分が各自治体に配分されまして、それを地域の福祉団体等が申請して補助金をもらうというようなシステムになっているところでございます。

先ほどから話が出ております法人募金、それから街頭募金、これらについても募金会としましては、啓発活動を今までもやっておりますけれども、なかなかこの法人募金については成果が見えないということでございますので、これらについては共同募金会の中で課題に挙

げたいというふうに思っております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　ただ今の副市長が説明されましたけれども、まずはそもそも原点の目標金額が阿蘇市社会福祉協議会は少ないと私は判断します。この 430 万円ですね、これがよその町村は目標金額は、例えば正確でありませんけれども、資料は持っておりますけれども、西原あたりは目標金額が 300 万円ぐらいだろうと思います。それで、募集総額は 390 万円あるわけです。

それと、先ほど私が聞き漏らしたのか分かりませんけれども、副市長が言われました地域配分については、前年度の額から地域配分が来るわけです。広域配分と地域配分があります。地域配分は、ちょっと副市長の答弁は理解できないところがあったんです。

いずれにしても、私はやっぱりもうちょっと赤い羽根共同募金が、阿蘇市のためになるように募金活動を、市長はだめだと言われましたけれども、やっぱり啓発活動も進めていったらどうだろうかと。募金箱設置も、ぜひ、社協のような考え方では、募金は増えません。防犯対策を考慮した募金箱の設置を提案したいと思います。それはどうでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　副市長。

○副市長（和田一彦君）　この共同募金つきましては、先ほどおっしゃいましたように、計画募金という形を取っておりまして、各自治体ごとに目標額を定めて、それに基づいて募金を集めるという形になっております。

阿蘇市の場合が 400 万円ちょっとというようなことになっていますけども、これはやはり長年の歴史の中で、この金額だろうと思います。なんで上げないかと、600 万円とか 800 万円とかすればいいじゃないかという意見もありますけれども、目標が達成できなかった場合、いわゆるペナルティみたいなものがあるんです。やはりあまり高い目標を出すと、目標達成できなかった場合のペナルティがありますので、いわゆる実情に合ったような形での目標設定がされているという形になっております。その点は御了解いただきたいというふうに思います。

それから、募金については、先ほど市長がおっしゃいますように、あくまでも善意の募金ですので、あんまり強制、強制ということにはならないような形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　副市長から今、説明がありましたけれども、計画募金の目標金額を高額に設定するとどうだろうかということですけれども、要はこの地域配分金、これがやっぱり西原は 360 万円、南阿蘇は 300 万円、高森 199 万円、阿蘇市は 270 万円、こういう金額はやっぱり共同募金が、隣の部屋にもポスターがありますけれども、自分の町を良くするための仕組みの共同募金となっておりますので、ぜひですね、副市長がいいとか言われましたけれども、ここに持っております 2 月号の阿蘇広報を見ると、子どもたちがこういう募金活動をして、いいことをすると気持ちがいいですと、今後継続していただきたいと、こういう純粋な子どもの気持ちも取り入れて、もうちょっと額が大きくなるといいなと思っており

ますので、この質問については終わります。

要は募金箱を設置して、もう少し金額が上がらないかというのを期待をしております。

もう答えはいいです。終わります。

シルバー人材センターを下においておりますけれども、シルバー人材センターについては、阿蘇市は熊本県の中でも事業高は多いようでございます。しかし、連絡先が、これも社会福祉協議会の中に固定電話がありますけれども、阿蘇市だけが個人の携帯電話になっております。これはどうしてでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　シルバー人材センターにつきましては、社会福祉協議会とはまた別の組織になっております。シルバー人材センターが規模上、独自運営がまだ厳しいということで、あそこの施設の一部で間借りというと、ちょっと言葉が合っているかどうか分かりませんけど、そんな中でやっている状態です。

電話等については、社会福祉協議会とはまた別の番号ということですけども、その際にシルバー人材センターのほうで、携帯電話という連絡先を選択されているということです。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　このことについても、県下全体を調べておりますけれども、実績とすれば阿蘇市の保健センターの活動は県下でも上位クラスと思いますけれども、全町村社会福祉協議会の中でシルバー人材センターの事務所は構えております。だから、この前、新聞広報を見ましたけれども、熊本県の中でただ一つ、固定電話があるのは。それは、今、説明されたように、その人に委託をしているんだといえば、それまでですけども、もうちょっと社会福祉協議会もやっぱり人も金も突っ込んで、この人材センターの目的は高齢者の人たちが仕事をすると。

市役所のＯＢの方も、この前、偶然お会いいたしました。土木作業、阿蘇市の分ですね。自分たちは、ゴルフには行かない、仕事が暇だと。夜、温泉に行くことが楽しみと、これでは私たちは何の楽しみもないと、市役所ＯＢの方が言われていたんです。

そういうことで、人材が阿蘇市は、82、3 名です。これを社会福祉協議会と一緒になって、もうちょっと人材の確保をしてもらいたい。

もう一つは、仕事ですね。冬場になると仕事が減るわけですね。夏場は比較的、多いです。しかし、簡単な阿蘇市の公共事業みたいなもの、これができないかなと。例えば土木課の舗装作業あたりも、まだまだあの人たちの人材ではどうしようもありません。土木あたりの仕事を委託するとか、土地改良あたりもいいと思いますけれども、多面的機能の仕事を少し、この人材センターに委託するとか。要は公共的な仕事を委託できないかということでございます。これについては、市長のほうに尋ねたほうがいいと思うのですが。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　おっしゃるとおり、シルバー人材センターはやはり高齢者の就労機会の創出、生きがいづくり、シルバーパワーの活用など、高齢者施策において重視すべき施策でもございます。

ただし、組織的には独立して法人がやっておりますので、そこの企業の業務内容については、向うのほうでいろいろ計画がなされておりまして、実際、市のほうにも、私のセクションではないところにでもいろいろ相談、市のほうからこういうのはどうですかという投げかけも今までやられていて、それが結実してないのは何か別の部分で折り合いがつかないとか、事情があったのかもしれませんけれども、そういう努力はシルバー人材センターのほうもされておりますし、市のほうでも何か必要があれば、そういった案は出して声かけはするように今のところしております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　では、シルバー人材センターの事業の確立もよろしくお願いいたしまして、社会福祉協議会関係はこれで終わりたいと思います。

続きまして、アゼリア 21 温泉プールの休止についてですけれども、昨日から説明があっておりました。一般質問の答えがあっておりましたけれども、点検口からの目視とか、検討準備委員会とか話が出ておりましたけれども、要は検討委員会の早期の立ち上げをしていただきたいと。そういう中で、設計者とか専門家あたりの意見をぜひ取り入れてやってもらいたいと。

私もアゼリアのほうに 2 度ほど、中止になってから行きました。お客さんが簡単なことを言うわけです。お客さんは、これは土木関係の人ですよ、簡単なことだと。屋根が悪いということになっているので、上からクレーンを吊って、清掃して、樹脂塗装をすれば簡単にできるんじゃないかと、そういう見方をする者もおります。

そういうことで、早く検討委員会を立ち上げて、専門家あたりの意見を聞いて早期に方向性を決めていただきたいと思いますけれども、27 日の発表があって間もなくですけれども、27 日の午後、一の宮の小学校 5 年生の男子児童から聞きました。私は直接聞きましたけれども、本当に残念だと、会員になっておりますけれども、会員と友達をたくさん連れてアゼリアに思い出づくりに行きましたと、そうしたら、27 日の夜になったら、阿蘇小学校の子どもが職員に対するメッセージとか、寄せ書きを持ってアゼリアに行ったと。そう聞きましたので、私は、ホールあたりにメッセージが展示してあるかなと思って行ったら、何もしてないわけです。見せてくれないかと言ったら、個人情報になるからできませんと言われました。

この方々もやっぱり小学校の子どもさんたちも、そういう懐かしい思い、再開をしてもらいたい思いが、藤井課長は知っていると思いますので、メッセージはどのような内容でございましたか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　メッセージの内容ということで、私も市議からそういう情報をいただいて、現地のほうに行きまして寄せ書きがございました。「これまでありがとうございます」というようなメッセージでございました。展示の部分については、事務局のほうで直してやったということでございます。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　メッセージについては、やっぱり個人情報もあるということですけれども、教育長もよかったら、そのメッセージ、メモに目を通していただきたいと思います。

そういう個人情報の中ですけれども、これは私にいただいた会員からの気持ちです。「アゼリア 21 閉鎖に対して反対します。理由は、足腰膝痛の半身麻痺の高齢者です。痛みを和らげながら生活している私たちは少なくありません。しかし、プールの中で水中歩行、足腰への筋力トレーニングをし、負担が少ないために安心して改善が実感、生きがいとなります。生活が充実していた。人と人との出会いは刺激になり、心と体に大きな効果をもたらす、認知予防にもなります。プールを閉鎖は高齢者のみならず、阿蘇市の子どもたちの健康づくり、県内外からスポーツ、夢に向かって手を組んでいくためにも、ぜひ希望の芽を摘むことなく再開をしてほしい。」と、こういう住民の要望があります。

しかし、財政が厳しい面もありますけれども、要はやっぱり検討委員会あたりを早く設置して、専門家の意見を聞きながら、方向付けを決めていいただきたいと思います。

昨日も傍聴に来られていた女性の方々は、あの人たちは「再開をしてほしい」というふうなことでございますので、ぜひ、検討委員会の立ち上げはだいたい、いつ頃になりますか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　本年度、アゼリア 21 の検討準備委員会を立ち上げまして、検討しておりまして、検討委員会ということで、今のところは時期は分かっておりませんけれども、検討準備委員会の中で、専門家を入れるか入れないか、第三者による検討委員会をする、その必要性を準備委員会の中で、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　今までの状況を聞きますと、私から見れば、やっぱりこういう危険な状態にあるは生ぬるいなと思っております。去年の 6 月、目視点検をしたという、そして 11 月に業者に委託したわけですか、これは業者から意見を聞いたわけですか。そこは分かりませんけれども、要は去年の 6 月、11 月、今 3 月です。もうちょっとスピード感を上げて、検討委員会あたりを設置していただきたいと思います。

それと、やっぱり専門員会は、昨日、課長も言われましたけれども、課長さんたちの仕事の目線での答えもありましたけれども、私も素人だなと思っております。そういうことで専門家とか設計者あたりを入れた、それも一社ではだめです。数社、プロポーザル方式でもいいです。提案型の設計ということも、いい発想が生まれますので、ぜひそういうことはいかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　今のところ、今後については白紙でございますので、その検討準備委員会の中で、第三者の必要性を検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　アゼリア 21 については終わります。

続きまして、「はな阿蘇美」の未納金についてですけれども、未納金の年度と金額はいくらかをまずは教えていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　それでは、「はな阿蘇美」に関します納付金の未納という御質問でございますが、平成28年度の納付金でございまして、283万円となります。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19番（河﨑徳雄君）　今までの督促の状況は、どのような状況ですか。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　催告の通知については、毎年出させていただいております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　アグリスクエアについては、前回いろいろな方々が一般質問もされておりますけれども、そのときは時効が成立しないようにというような要望があっておりましたけれども、私から見れば、これはもう本当に残念ですけれども、やっぱり以前の課長のお言葉の中にもあっておりますけれども、時効等については民法等の改正もあっているようです。そういうことで、倒産で弁護士あたりと相談して、私はここで放棄するというような形は失礼かもしれませんけれども、もう弁護士と時効成立あたりも検討しないと、あの人から裁判をしても金を取れないのではないかと思っております。

そういうことで、提案するのは、時効等を法律事務所、弁護士と相談をしていただきたいと思います。その中で、これが取立て不能となれば、昨日も、一昨日もあっておりましたけれども、いろいろ指定管理については保証人あたりをぜひ設置、今後は進めていただきたいと思います。まずは、時効等で、弁護士あたりと相談をしていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　ただ今の御意見につきましては、市の内部と顧問弁護士等と協議の打ち合わせのほうをさせていただきたいと思います。

また、保証人の件につきましては、私どもについては個別のまちづくり課の所管という形だけなりますので、市全体での指定管理者制度の中で協議をしていくものと考えております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19番（河﨑徳雄君）　「はな阿蘇美」の件については終わります。

これで全体的に終わりますけれども、私は高齢でございます。社会福祉協議会の全ての事業、地域包括支援のサロン活動あたりも行っております。いろいろ課があります。地域福祉課とか、住民支援課とか、在宅支援とか、包括支援とかありますけれども、まずは高齢になれば、このようなところが頼りでございますので、さらなる強化をしていただきまして、市と社会福祉協議会と連携を図って、住民に安心するまちづくりを作っていただきたいと思いますけれども、最後に市長さん、時間がありますので、その思いを少しお聞きいたします。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　社会福祉協議会は、これからの社会においてもそうなんですけれど

も、以前から必要である協議会として成り立ってきました。より充実をして、そういう求めるお客さんといいますか、求める皆さん方が安心して受けられるような、そんな協議会にまた一段と力を注いでまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　当初言いましたけれども、私も社協のほうには、時たま顔を出しますけれども、なかなか職員は頑張っておられますけれども、私から見れば生ぬるいところもあります。そういうことをぜひ市長さんも足を運んでいただきまして、事業内容あたりをさらなる活動、活躍ができるようにお願いをいたしまして、つじつまの合わない質問だと思っているのですが、よろしくお願いいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　今の中で、たまには顔を出してくださいということをおっしゃられましたけれど、よく理事会とか、ほかの会合があったときでもちゃんと行って、皆さん方と交わりがあったり、話をしたりということでやっておりますので、そこはちょっと訂正していただけたほうがありがたいなと思いますが。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　今、市長から指摘がありましたように、当然、理事会あたりには参加しておられますので、さらなる御指導をお願いいたします。

それと、せっかくですけれども、保健センターの入浴施設、ちょっと休業が多いそうです。そういうことで、もうちょっと開設、営業をしていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　よかったら、今のを。

○議長（湯淺正司君）　市民部長。

○市民部長（宮﨑　隆君）　休業につきましては、いろいろな理由がございますので、また社会福祉協議会とも十分にその辺は詰めていきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　利用者はただではなくて、100 円ぐらい自己負担してもいいというような気持ちも持っておられますので、そのあたりも検討して入浴の開設日を多くしていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（湯淺正司君）　19 番議員、河﨑德雄君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、暫時休憩をいたします。2 時 15 分から再開いたします。

午後 2 時 05 分　休憩

午後 2 時 15 分　再開

○議長（湯淺正司君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、17 番議員、古木孝宏君の一般質問を許します。

古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　17 番、古木孝宏です。6 項目ほどありますが、簡潔に言いますので、答弁のほうも簡潔にやっていきたいと思いますので。

1 番目、市道等市管轄の管理状況はということで出しておりますが、道路に関しは、度々議会にも出ますように、グレーチングだとか、道路の陥没だとか、いろいろと事故等も発生しておりますが、そういったところ、昨日も出ておりましたが、河川等の掘削とか、堆積したところの撤去とか、そういうところの日頃の管理体制というのは、どのようになっていますか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　失礼いたします。ただ今の御質問でございますが、主に道路等はパトロールの実施や地域からの連絡により状況把握しております。また、大型連休前や梅雨、台風の時期はパトロールを強化しているところございます。

また、河川等については地権者や関係者の方からの情報により、調査しているような状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　その問題はパトロールですよね。パトルロールをどういう頻度でやっているかです。ただ、回るだけではパトロールしましたって、それで終わりますでしょう。それだったら、なんで事故があんなに多くなるかっていうことになるわけですよ。その頻度は、どういうふうなパトロールの仕方をやっていますか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　市道につきましては 1,031 本、河川については 172 本ございます。パトロールとしては、現場に行くとき等やっておりますし、施設、区長さんから等で、それと状況が悪いということは、水害、震災以降、かなり状況も荒れておりますし、現在の予算の中では、今できるところでやっているような状況でございまして、そういう状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　雨が降ったときとか、そういうときではなくて日頃がですよ、どのくらいの、建設課なら建設課で道路等の見回りをしているかということです。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　出る職員につきましては、通る道路の点検をしているような状況でございます。あとは、出張等もそうですけど、現場に行くときは現場の状況を把握して、あれば上司のほうに報告するような形を取っております。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　そういういったところが、なかなか足りない部分があるんじゃなかろうかというふうに思っております。

今、言いましたように、道路等、河川等もです。今後そのあたりをしっかりとやっぱり見

回ると言いますか、ただ回るじゃなくて、もちろんそれは地域の区長さんとか、住民の方々から連絡があるのが当たり前ですが、生活道路ぐらいは、だいたい通れば分かるじゃないですか。その辺りをしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

今回の管理状況はということで、ちょっと、この前、部長、課長にも見てもらったと思うんですが、高森に上る国道 265 号の川沿いの、要するに平成 26 年の災害時から土砂が堆積して、そこに竹が生えたわけです。最初は、少しだったんですが、5、60 メーターぐらいずっと長く、竹ですから生えて、毎年、梅雨時、雨が降るたびに土砂も堆積する。そこに、また竹が伸びていくと。そういうことでお願いをしておりましたが、これはどういうふうになったのでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　以前の入札が 2 月頃になり遅れておりまして。ただ、今、予算計上させていただいております平成 3 年度の浚渫のほうの予算が通れば、梅雨までには行いたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　管理河川掘削等維持工事とか、河川護岸の雑草工事とかで、予算が出ていました。そのあたりで対応できるのかなと思いますが、いずれにしてもこの件は梅雨までには絶対お願いをしたいというふうに思っております。

擁壁がありますので、しっかりと取っていただいて、それと結構流量が多いです。近くの田畑に流れ出し、あふれてくるということで、土手をつくって盛土もしておりますので、そのあたりをしっかりと確認をしてやっていただきたい。間違いなくやっていだけますか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　地権者及び関係者の方と再度、現地確認後に、新年度の中でやっていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　それと同時に先ほど言いましたように、そこばかりではなくて、ほかの所もやはりアンテナを張って、言われていない所もたくさんあると思うんですよ。そういったところをしっかりと、やっぱりやっていただきたいというふうに思います。

以上です

次、北側復旧道路、悪路改修要請ということで、北側復旧道路ができて阿蘇市民にとっても、観光客の皆さん、それぞれ通られる方は便利になり大変よかったなと、早期復旧でよかったなというふうに思っておりますが、この前からだんだんと道路の陥没、うねりができるような。もう御覧のとおり、信号から右に曲がってすぐ、その後は段差。頻繁に私も通りますので、いつ、これを工事するのかなと。何にも立てていなくて、通った方はびっくりして、乗用車あたりは割と揺れもないんですが、トラックとか、貨物車は揺れるわけですね。びっくりして、急ブレーキを踏まれると。前に行くときはですね。

あと、この間、修理と言いますか、やられておりますが、ああいったところのもう少し、今、仮やられたんですが、トラック等が通ると、次の段差のところでガクンとなるわけです

ね。もう少しきれいに上手にできないかなというふうに思っております。

同時に、その先、トンネルまでに、あと 2、3 か所ぐらい同じような現象が起こっているところが見られます。こういったところも、早めに手を打って補修なりしてもらわないと、せっかくいい道路ができて、よそから来られた方は、なんかあの道路はというふうになってきますので、そのあたりを部長は、把握はされていますか。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　はい、現場も通っておりますし、今修理とおっしゃったのが 2 月初旬のやつでございまして、その部分につきましては一応終わりましたが、ただ今、議員がおっしゃいましたとおり、あまりにもそこの地盤が悪いために、非常に新たなうねり等が出ているようです。その中で、国交省にお聞きしたところ、応急処置としてのオーバーレイの工事をやっているということで、落ち着いたらまた表面をはいで、舗装をやっていくという御回答をいただいております。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　その点、先ほど言いましたように、次、コロナが収まるか、収まらないか分かりませんが、大型連休等も来ますので、観光客の方もこれから楽しみに阿蘇に来られると思います。しっかりとしたやっぱり道路をですね、突貫工事で早急にできたのはいいが、なかなか通るのに危ないというようなことでは、阿蘇のイメージも悪くなってきますので、そういったところはしっかりと要望していただきたいと思います。

市長もだいたい何回も通られると思いますが、その点いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　今、最初の御指摘のところです、あそこも相当段差があったりして、私も直接運転をして、少し危ないなと感じることがあったし、すぐ国土交通省のほうには何とか修理をしてほしいということを、つなぎ合わせるのと。最近は、また、おっしゃられたように、車帰からインターのほうに行くところも道にちょっとデコボコが出てきているようでありますので、あの辺も総体的にいっぺん点検をしていただくことが肝要じゃないかなと思っております。しっかりお願いしてまいりたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　おっしゃいますように、通るのに大津側、トンネルから向こうはいいんですよ。要はトンネルの手前、阿蘇市側のほうがどうしても道路が悪くなってきて、おそらく同じようなことになってくるんじゃなかろうかと。何がどうして、ああいうふうになったのか、突貫工事で盛土をしてやって、通ってみないと分からないというところもあるかもしれませんが、なるべく皆さんが通りやすいように、しっかりとその辺は言っていただきたいと思います。

次にいきます。3 番目、国道 265 号点滅信号機設置の重要性についてということで質問しますが、これは坂梨地区の区長さんに、ちょっと点滅信号機の廃止ということで配られたものがあります。それで、その廃止の理由が書いてありますが、これちょっと読みますけれども、「点滅信号に運転手の中には赤点滅信号の意味までは知らない人がいるので止まらない

ことで、交通事故が発生する危険性がある。また、点滅信号機は莫大な電力を強いる。災害等で停電すれば、その機能が失われる。また、災害が発生すれば、巨大な信号機等が倒れ、通行人等に甚大な被害が加わる恐れがあります。」これを見て、これは警察署が言うことかなと、ちょっとおかしくはないかなと、私は思いました。

あそこの信号機は、なんで点滅信号機をつくったかという元に戻ると、要するに、高森方面から国道 57 号の信号機に行くときに、やっぱり急ぐと、旧坂梨小学校のほうから上ってくる道は素通りをするわけです。あそこで、何十回と事故が起こっています。向うの家屋のほうに飛び込んだ事例もあります。そういうことが起こったから、あそこに点滅信号ができたわけです。それ以降は、事故等も少なくなってきました。

ところが、総務部長も、私もですが、毎日通っております。ヒヤっとする場面は何回もあります。付いていても、坂梨小学校のほうから上に国道 265 号をそのまま通り過ぎるわけです。見通しも悪いものですから、ヒヤっとすることもあります。

この廃止をするということに対して、ちょっと警察署のほうにも異議申し立てではありませんが、何か御異議があるときには連絡してくださいというふうに書いてありますが、そういうことではなくて、やっぱり通学路でもありますし、観光客というか、宿場町ということで、宿場会のほうでもいろいろな皆さんが坂梨小を歩かれますし、もし事故でも起こったらどうするかということです。

そういうことをしっかりと言っていただきたいと思いますが、課長いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　坂梨の点滅信号ということでございますけども、当該交差点につきましては、議員がおっしゃるように見通しが悪くて、事故の多い交差点であるというふうに私も思っているところでございます。点滅信号がなくなれば、さらにまた事故が増えるという状況にあると思います。

また、阿蘇市内 4 か所ほど点滅信号がございます。あと、赤水の旧道、内牧のローソン前、道尻先のその 4 か所にあります。いずれも事故が多い交差点というイメージがございます。だからこそ、あの点滅信号は付いているものというふうに私も思っているところでございます。

この点滅信号の撤去が現実にならないように、警察のほうにはしっかりと申し入れしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　その辺はしっかりと言っていただきたいと思います。汚い話ですが、警察署は何を考えているのかと、私は思います。

わざと公民館の前にパトカーを止めて、あそこに一時停止しない者を取り締まって、上の国道 265 号の農協倉庫がありますが、あの辺まで行って捕まえる。こういうことをやっている。そうじゃなくて止まらせるような仕組みを警察署のほうで考えないといけないと思うのに、こういうのが出てきたもので、対処策として、止まれの標識と一時停止を書きますと。前もあったんです。ところが事故が多いから、こういうふうになったんです。その辺を今の

方々は全然理解していないと思うんですね。だから、そういうところを強く言っていただきたい。

これも市長、いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　私も先ほど古木議員のほうから、この警察が配布したものを拝見をさせていただきました。その3項目とも、ちょっと目を疑うような表現であり、何回でも読み返して見たんですけれども、やっぱり間違いなく、これはおかしいなと。特に警察の言い分だけがここに書いてありまして、地域住民の皆さん方の考えとか、あるいはその交通を、これから交通安全という意味からいっても、地域はもとより行政も含めたところで、やっぱり一つ一つの年間取り組んでいるところもありますから、そういうところは全く無視をして、自分のところの言い分だけを通そうとしている。そういうことがもうはっきりと見て取れますし、何のための交通安全なのかということと、何のための警察なのかということを感じますので、しっかりとこれは申し入れをしていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　今、言われたように、誰でも思うことですが、地域住民のための信号機であると思いますし、それぞれの皆さん方の安全を確保するための横断歩道とか、そういうのがあるわけですから、それを自ら警察が放棄しろというような考え方は、断じておかしいんじゃないかと。市長にも強くその辺を言っていただきたいと思います。

以上です。

4 番目、坂梨保育園移転改修に伴う今後の計画ということで質問をいたしますが、改修計画ということで予定されておりますが、この前から地域住民、坂梨の主な方、区長さん方にはある程度の大枠の説明があったと思いますが、この前、木の伐採が行われました。やはり長年、坂梨におりますと、あった木がなくなったということで、小学校もなくなって、思い出のある木もなくなったということで、非常に寂しい思いをされる方もいます。

しかしながら、これはもう倒木等もありますので、致し方ないことかもしれません。要は、あそこの木は切ったが、今後はどうするのかというような話もありますので、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　今のお話の中にあったことと重なりますけれども、若干、経緯も含めて説明をさせていただきます。

令和 2 年 10 月から、地元区長さん、公民館長さん、地元の各種団体の役員の方々及び坂梨保育園の保護者会に対する説明を実施し、事業を今のところ進めてきております。今、話した部分も来年度以降の円滑な事業実施を目的として、先ほど申し上げた地元との説明会の中で、この方たちに木の立会いをお願いしますという人が選ばれましたので、その方たちと現場で、この木と、この木と、この木を残して、あとは全部切ってくださいという話がありましたので、それに伴って木を切らせていただきました。

もちろん、地元から愛されていた部分もありまして、いろんな声が上がったようですけれ

ども、最終的にはそれぞれ対応された方々が説明された時点で、保育園が来るのならということで、御納得いただいたという話はちょっと聞いているところです。直接、うちのほうには電話が１本だけあっただけで、その方についても説明をしたら、御納得はいただけたというところです。

あの木を整理した部分については、保育園ならびに、近辺、体育館あたりとか、あと防災部分も含めて、説明会の中でも駐車場の台数はある程度、確保してほしいという要望もありましたので、下の段については約半分程度ぐらいまでは駐車場になる予定です。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　それで、その駐車場と同時に、今度は保育園の園児の送迎ですよ。そういったあたりの車の回り方と言いますか、送迎の昇降場所はどういうふうになりますか。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　昇降場所についても、やはり子どもを降ろしてから、なるべく車と交差しないような形のルートを今考えて設計をしているところですけども、現時点での計画でいくと、校舎の南側のちょっと外れたところに昇降場をつくりまして、そこで乗せ降ろしをしてもらう。それは、ある程度、小さいお子さんを連れた方を目的としておりまして、一番ラッシュ時は、車が多くなる可能性はございますので、年長さんとか、全然歩けるお子さんあたりと一緒の場合は、その下の段なり、上の段の駐車場に止めて行ってもらうということになると思います。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　今、南側とおっしゃいましたが、南側は相撲場があるところあたりということで理解していいですか。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　昇降場としては、建物の寄り付きにスペースを確保してつくりたいと思っていますので、体育館と校舎の南側のところ、今、体育館の通路があるのは御存じですよね。あそこの右側のほうに駐車場的なものをつくるという形になっております。運動場の一部分に、そこの部分をつくる予定です。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　結局、雨の日とかいうところを、これからつくるわけですから考えておられると思いますが、ちっちゃい子どもさんたちを、朝お母さん方も急がせるように降ろしていかないといけなし、事故等が発生してはいけないと思いますし、今の現状では、あの狭いところに行って何とかやっていますが、新しくできるところには屋根とかいったところをつくっていただいて、やっていただきたいと思います。そういったあたりはどうですか。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　今、言った昇降場と申し上げたところには屋根を付けて、そこから園庭を通ってお子さんを預けにいくんですけれども、そこについて駐車場から含めて屋根を付ける予定でおります。小さいお子さんは、やっぱり抱かれての場合がどうしても傘と

かが差しにくくなったりしますので、そこの通路については屋根を付ける予定です。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　1 人の方もいれば 2 人の方もおられるわけですので、ぜひ 1 人、2 人、3 人と連れていくような保護者の方が増えるのが一番いいわけでございますので、そのあたりはしっかりと考えていただいて、安全に、そして便利にできるように計画をしていただきたいと思います。

以上です。

次に、5 番目の防災士リーダー研修の現状はということで出しておりますが、昨日同じような質問が出されましたので、ちょっと被るところがあるかもしれませんが、このリーダー研修ということで、応募は何件くらいあっておりますか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　リーダー研修ということでございますけれども、昨年が 1 名、それから今年が 6 名の申し込みがあっております。今年につきましては、残念ながらコロナの影響で講習が中止になりましたけども、一の宮地区の方が 1 名、阿蘇地区の方が 4 名、それから波野地区の方が 1 名という申し込みがあっている状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　言いたいことは、防災士リーダーをたくさん養成していただきたいということだけです。そのためには、多少なりと補助していただいたほうがいいのではなかろうかと、他町村はあるようでございますので。やはりこれだけ災害の多い地域、平成 2 年から平成 3 年の台風、また平成 24 年と、また何度となく災害を経験してきた市でもありますので、そういったところで、今、総務部長が総務課長時代、一生懸命言われておりましたが、やっぱり忘れた頃にまた災害がやって来るじゃないですか。

そこを気を緩めることなく、やっぱり体制を取るためには、そういった方々を養成しておくと、行政のほうも助かるんじゃないですか。そのためには、お金はかかりますが、1 万円ちょっとでしょう。そのあたりを人数を決めてでも養成して、その後また少しずつ考えていくとか、やっぱりそういったあたりをちょっと考えていったほうがいいんじゃないですか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　先ほどの私が申し上げました研修につきましては、これは熊本県が主催します「地域防災リーダースキルアップ研修」というものでございます。

昨日、御説明申し上げました、防災士養成のための「火の国防災塾」もありますけども、これについてはおっしゃられたように、約 5 万円ほど負担金がかかりますので、それと 3 日間みっちりございますので、なかなかちょっとバードルが高いようでございまして、その「火の国防災塾」につきましては、照会をかけていますけれども、なかなか申し込みがないという状況です。

先ほど申し上げた「地域防災リーダースキルアップ研修」につきましては、半日ぐらいで受講料もかかりませんので、これは手軽に受講ができるという状況でございますので、先ほど申し上げましたように、6 名ほどの申し込みがあっているというような状況でございます。

今後も継続して、リーダー研修につきましては、そういった形で手軽に受講できますので、自主防災措置に限らず、広く呼びかけをして防災リーダーの育成の推進に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　募集で 5 万円かかるとおっしゃいますが、それは無料で、あとの登録料の 1 万 1,500 円ぐらいかかるものがあるじゃないですか。それは防災士の分ですか。

私が思うのは、そのあたりをできれば助成はできないかなということです。おっしゃいますように、いずれにしても災害時に皆さんがそういう意識を持って対応できるか、できないかということが非常に、それは区長さん方もおられますが、それ以上におられますと、区長さん方もやっぱり力強いじゃないですか。そこをしっかりと予算を組んで、やっていただけないかということです、総務部長。

○議長（湯淺正司君）　総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　昨日も同様の御意見をいただきましたし、昨日も申し上げましたけれども、過去に一般質問の中で、そういった助成をと、御質問をいただいたところでございます。どうしても通常、自助・共助・公助、そういった言葉を言いますけども、もう今は共助の前に互助、互いに助け合う、そういった言葉も出てきております。

やはり大きな災害になればなるほど、行政の手が行き届きません。そういった際に、やっぱり地域の核となる人、どうしても必要だと思っております。昨日も申し上げましたけれども、実際、近隣の町村、多くの方が防災士を取られております。どういった仕組みで、どういった補助制度でやったのか。防災士になっていただいただけで、後々の活動がそこで終わってしまうといったことでは公的な資金を出しての対応というのも難しくなってきますので、メリット・デメリットあたりも総合的に勘案した上で、阿蘇市としてより良い方向にいくように、今後、努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　しっかり勘案することは大事ですが、早急にこういうことはやっていただかないと、また来ますよ。いつ来るか分かりませんよ、そういうことです。そういうときに、やっぱり皆さんが不安に陥らないような体制を、いつも総務部長が言っているじゃないですか。そういう体制をつくるためには、絶対必要なことですから、あまり考えないでいいと思います。そういうことを今後しっかりとやってください。何が来るか分かりませんよ、そういうことです。

○議長（湯淺正司君）　総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　言葉に「備えあれば憂いなし」、言い換えれば、憂いがあれば当然備えがある。憂い、心配事があれば、当然私たちも、万事、完璧とはいかなくても、ベストを目指して非常時には対応すべき義務がございますので、御意見を参考にいい方向に進むように検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　しっかり進めてください。

以上です。

次、6 番目、市職員の全般的な意識向上の対策はということで、お尋ねをしますが、いろいろ市長も頭を下げたり、職員の不祥事とか、事故とか、いろいろ毎議会出てきます。また、議案書の訂正とか、もう少ししっかりしたことはできないかなと思います。これは市長、人間ですから、誰でも誤りはありますよね。しかしながら、ちょっと多すぎます。事故にしても一緒です。自分の車でそれだけ事故しますか。もう少し気を付けて、いくら保険で対応するといっても、これが大きな事故、死亡事故とかにならないからまだいいですけど、なる可能性もある。そういった、もうちょっと緊張感を持って仕事をしていただけないかなと。

ただ、総務部長が議会で、すいませんでした、訂正しますと。ほかの課長が訂正します、部長が訂正しますと、そういう問題ではないと思うんですよ。やっぱり気の緩みがいろんなことに反映してくるのではないかと思っております。

市長も 5 期目ということで、意気揚々とやっておられると思いますが、今までも 4 期 16 年やってきた中で、少しはそういう職員の緩みもあるのではないかと思います。そういった対策を今現在どのようにやっているか。これは課長、部長、どっちでもいいです。

○議長（湯淺正司君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　議員がおっしゃるように、議会があるたびに我々がお断りを申し上げるというようなことで、大変申し訳なく思っているところでございます。職員のほうには、今回のコロナ禍における活動を皆さん見ているよと、市民の目があるよというようなことで、自分たちの行動には責任を持って行動してもらうようにというようなことを事あるごとに周知を図ってきているところでございます。また、いろんな規律違反等がございました際にも、服務規律の徹底についてということで、事あるごとに周知を図ってきているところでございますが、なかなかそこが浸透せずに、度々の訂正、またお断りというような形になってきているというようなところでございます。

先ほどからもございますように、やはり一人一人の意識、我々が公務員として市民の皆さんの税金で雇われているというようなところ、まずそこから意識をした上で、業務に取り組むというようなことが必要でございますので、何がしか事が起こったときに、あの人はまた失敗をした、ここで失敗があったということは、やはり他人事とせずに自分の事として、みんなが取り組むというような形で、今後も周知徹底に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、それらについては過去の議会においても、園田議員等もおっしゃいますように、職員間のコミュニケーション、そういったところがやはり一番大事になってくるというようなところもございます。そういったところを更に徹底を図りまして、不祥事を起こさない。それは過去の事例がありましたら、そういったものもまた情報共有して、やはりヒヤリ・ハット、こういったときは危ないことがある、ハッとしたことがある、そういったことの情報共有から進めてまいりたいというようなことでございます。

また、これらのことにつきましては、職員、公平公正に評価をしていくというようなことが必要でございますので、私ども市のほうでは、人事評価というようなことで取り組んでお

りまして、これを能力評価、それからその当時の業績の評価というようなことも行っておりますので、管理職のほうにはそれが私的な感情が入らずに、公平公正に行われるようにということで、研修も行なっております。

そういった中でも職員それぞれとコミュニケーションを取りながら、いわゆる「人は財（タカラ）」と書いて人財と呼ぶ、その人財の育成、そちらのほうに努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　言われることはよく分かりますが、毎回だいたい同じことですね。

総務部長、見解を。

○議長（湯淺正司君）　総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　個人的には、信賞必罰ではございませんけれども、やっぱりできる職員、できない職員、さまざまいるのは事実でございます。職員としての自覚、意識、市民の方から見られているといった意識をやっぱり常に持ってもらうことが大事になってくるかと思います。一度壊れてしまった信用・信頼をすぐに取り戻すこと、これは絶対できません。そういったことも踏まえて、総務課長も申し上げましたように、事あるごとに、やっぱり注意喚起を行う。

ただ、私たちが一番注意したいのは、「なんかお前は」というふうに強く言いたい部分もありますけども、時は時、時代は時代でございますので、やっぱり諭す心で、本人も納得してもらう。いくら自分たちが言っても相手が言うことを聞かない、当然、私たちの説明力のなさ、そういったこともありますので、やっぱりいけないことはいけないことで、本人たちにまず自覚、認めをさせる。その上で、じゃあ、あなたはどうしますか、そのためには何をすべきですか、といった理論で順序立てて説明し、職員の意識を向上させていく。それが私は一番ベストだと考えております。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　今、おっしゃいますように、時代が時代と。パワハラとかいろいろありますので難しい、指導もできないこともあろうかと思いますが、その難しい時代におられる部課長さん方でございますので、それに対応して職員をしっかりとやっていくのが皆さん方のお仕事でもあるんじゃないですか。そういうことですよ。やっぱりよく浸透させてやっていただきたいと思います。

例えば議案書でも一緒ですよ。間違いがあるなら、今、現況では、いい議員さんばかりでございますので、前に進んでおりますが、議会はストップしますよ。そういうことにならないとも限らない。訂正をしてこいというようなことが起こらないとも限らないですよ。やっぱりそこあたりを再度、出すときには確認ぐらいできるんじゃないですか。総務部長がいつも断りを言うだけではなくて、各課において上げてくるときに、2、3 人の人が見れば分かることじゃないですか。大きな数字の間違いとか、ちょっとおかしいんじゃなかろうかと。

国会でも間違いがありますので、人間ですのであるのは分かります。しかしながら、そういうのが積み重なると、大きな問題になると私は思っております。そこらあたりをしっかり

と、言葉だけじゃなくてやっていただきたいと思います。

市長、そういうことで、頭を下げなくていいように、しっかりと市長として、このあたりはどういうふうに考えておられますか。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　ほぼ毎回ごとに、そういう事案が発生をしておりました。やっぱり今までいろいろ議論がありましたけれども、本人の意識はもちろんでありますけれども、同じ書類を提出するにしても、もっとチェック機能があるはずだから、そのチェックをしっかりとやりながら、万全の体制で臨んでいくということが一つであると思います。

その原因は、意識の欠如でもあると思っておりますので、そこの職務における大事さと責任を持っている、そんなことと、交通安全の問題にしても、それはあくまでも公金で弁償されるわけでありますから、自分のお金であれば、また違う運転の仕方をするかも分かりませんし、その辺のところもしっかり気を付けていくように、これから徹底をしていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　総務部長がトップでおられますが、なかなか言えない部分があるならば、市長自ら職員をしっかりと厳しく、そのあたりは言わないといけないんじゃないですか。やっぱりそこまでされないといけないかなと思いますが、そこまで徹底してやらないと、大きなことになったら、また大変ですよ。頭だけ下げて、それで終わりじゃない。阿蘇市民全体から笑われますよ、ほかのところからも。そういうことで、今後ともしっかりとやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（湯淺正司君）　17 番議員、古木孝宏君の一般質問が終わりました。

続きまして、6 番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　お疲れさまです。6 番議員、日本共産党、竹原祐一です。

本日、一番最後であり、なおかつ本議会の最後という形になりましたが、残りの時間十分、市民の皆さんの意見を反映させるよう、この一般質問の中で頑張っていきたいと思います。それでは、一般質問を進めさせていただきます。

まず、今回は生活保護の問題と、あと農業においての有機栽培ということで、この有機栽培の米を学校給食に使えないかと、そういう提案、この 2 つを一般質問させていただきます。

まず、今の生活保護の問題、現在コロナ禍の中で、市民の皆さん、今までとは違う生活環境の中、一人親世帯などコロナ禍の影響により、パート、派遣社員の解雇、失業など生活危機が深刻化する中で、生活保護制度の重要性が増してきています。

現在の生活保護は、歴史的には第二次世界対戦以後できたものであり、世界的な生存権、すなわち人間らしく生きる権利である保障制度を確立する運動の流れと民主主義と暮らしを守る国民の運動と、そして要求の中で 1950 年に設立がされました。そして、この生活保護は生存権を保障した憲法 25 条、これを守っていくということでできました。

そして、先月の 2 月 22 日、これは大阪の地方裁判所の中で、生活保護基準の減額は違法であると。これは 1960 年、朝日訴訟の中でも、あまりにも低すぎる生活保護費ということで、違法であるということで生存権を保障した憲法 25 条に反するという判決が地裁の中で出されました。こういう中で、現在このコロナ禍による生活危機が深刻化している中で、菅首相が国会の中で、最終的には生活保護という答弁、国民の強い反感を招いています。

そこで、お伺いしますが、今、阿蘇市の生活保護世帯へのホームページの案内、それと厚生労働省のホームページの違い、この２つを見て、どのように感じられますでしょうか。回答をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　ただ今の質問にお答えさせていただきます。

厚生労働省のホームページについては、制度の趣旨、保護の種類、手続きの流れなどを案内されていますが、本市のホームページについては、詳細な内容は今、記載しておりません。これは多くの情報を記載することにより、ちょっと分かりづらくなり、真に申請が必要な方が申請をためらう可能性が生まれることを避ける目的で、可能な限り最低限の表現、シンプルな表現とさせていただいているところです。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　私、今のお答え、全く逆じゃないかなと思います。というのは、厚生労働省のホームページには、「生活保護の申請は国民の権利です。そして、生活保護を必要とする可能性はどなたにもありますので、ためらわずにご相談下さい。」このように書いてあります。

一方、阿蘇市のホームページ、「自分の生活のためにあらゆる努力をして、なおかつ困っているとき御相談をください。」どちらが、これ生活保護を受けやすい、そして相談をしやすい、どのように思われますか。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　厚労省のホームページも詳しく読んでいくと、最終的にそこに行き着くような形になっております。やはり、申請される方は非常に、いろいろな方がいらっしゃいますので、詳しく調べたい方については、もちろんほかの手法あたりを調べたり、厚労省のホームページに行かれることもあると思います。

厚労省のほうで「誰でも申請できます」、もちろんこれは無差別に誰でも申請はできるというのが生活保護の条件ですけども、その先にいくと限られた要件の方しか受けられませんというのが、その最後の答えとして潜んでいる状態です。それを時間をかけて、ここまで見て、ここまで見て、結局私は該当しないんだと、ある程度の時間を無駄にさせてしまうこともございます。それよりも、まず困っている方で、条件の中にやはりできる限りの資力、お金を持っていたら、預金があるなら生活保護を受けられませんとか、これは当然のことです。

こういった部分を市のホームページは最低限書かせていただいて、その際に私はやっぱりこの条件には当てはまらないから、困るから申請してくださいということで、あと、その部分については御相談をくださいという書き方になっているところです。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　お話の中身はよく分かります。しかし、困っているときに、そういう阿蘇市のホームページを見て、相談しに行くかといったら、二の足を踏んでしまうと、それは事実なんですよね。

現在、この生活保護をなかなか受けられない、受けたくない。これは生活保護は最後の生存権を守るセーフティネットと呼ばれていますが、これ今、福祉課長が言われたように、厳しい資産要件、その中の大きなハードルというのは扶養照会、結局、親、そして子ども、そこに対し援助はできないかという照会を先にします。そして、誰も援助ができない。そして援助ができるのであれば、いくら援助していただけますかと、そういう中で最終の生活保護基準を決めていくと。そういう扶養照会、これが大きなネックになっています。

それと同時に、2 月の朝日新聞の中で、こんな調査があります。生活困窮者支援に取り組む団体が年末の相談会に訪れた人にアンケートをし、生活保護を利用しない理由として、一番多かったのが家族に知らされるのが嫌だ。これが 34%、その他、子どもに迷惑をかけたくない。そして、兄弟に知られたくない。これがほとんどの生活保護を利用したくない理由だそうです。

それと同時に、生活保護基準以下の生活をしていても、低所得者のうち、実際にこの制度を利用しているのは、日本では 20%以下です。ところが、ドイツとか、イギリス、そこでは捕捉率は 80%。そこまで生活保護は恥ずかしい制度ではない、人間として当然受けれる権利の制度だという認識の下、80%近い人が生活保護を受けています。

ですから、この生活保護を受けにくいという制度の問題は、私たち自身、今まで生活保護バッシング、マスコミの中でそういう生活保護に対してバッシングがいろいろとありました。そういう問題もこの生活保護が受けにくい主な原因になっていると思います。そして、国会の中では、今回、田村厚生労働大臣は「生活保護は権利、そして、なおかつ扶養照会については義務ではない。」このように明言をしています。

ということで、基本的にこの扶養照会義務、このコロナ禍の中の間、扶養照会義務を中止できないでしょうか。御回答お願いします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　今の質問ですけれども、生活保護法第 2 条、無差別平等という部分で、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。」と、そこは今、おっしゃったとおりだと思います。

ただし、その中の第 4 条、「保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持ために活用することを要件として行われる。」、第 2 項に、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」という条文がございます。これを実現するために、やはり実際、支えてくれる方、こういう方が周りにいらっしゃる場合は、そちらを優先してくださいというのが今までの生活保護の流れで、この午前中の回答でもしましたけれども、今までは扶養義務の範囲が 20 年間音信不通の方はいいよということだったのが、10

年間という形で、大臣から今、通知があっているところです。

このように、まだそれを中止するとか、そういう部分については国の判断はされてないというふうにして認識して、一応、全国統一のルールですので、それに則って粛々とやっていく予定です。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　ということであれば、田村厚生労働大臣の国会答弁の「義務ではない」ということがはっきりすれば、阿蘇市もこの照会については中止をすると、そういうことですね。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　正式なそういう通知が来れば、中止という形になると思います。逆に、厚生労働大臣あたりの通知で、やめると決めたことをすることができないのが、私たちの業務だと思っております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　今の言葉の意味が、ちょっと私には理解できないのですけど、もう一回お願いします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　通知に沿って事務を進めるのが、私たちの立場だと思っております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　分かりました。そうしたら、もし、そういうことであれば、通知に沿ってやっていっていただきたいと思います。

それでは、次の問題に移ります。

次は農業問題で。これは農業問題、2012 年の安倍内閣、これは発足以来、農業生産の基盤の衰退はすさまじい状態です。耕作面積は 17.3 万ヘクタール、それから基幹的農業従事者は 31.5%、それから販売農家は 30.7%減少をしていると。ですから、今、耕作面積、それから農業の従事者が大幅に減っている中で、国際的な流れは飢餓や気象変動、それか災害などに直面し、政治も企業も自治体も市民社会も農民も、みんな今、変わらなければならない。そのことを最近出ましたＳＤＧｓ（エズ・ディー・ジーズ)、また国連「家族農業の 10 年」などは求めています。

そして、その中で、今、オーガニック、すなわち有機農業は見直されています。国も有機農業を進めるために、2019 年の予算のうち 5 割以上を上回る規模で、令和 2 年度においては、25 億 1,300 万円の予算で有機農業を支援しています。

質問をいたしますが、今年も阿蘇市では環境保全型農業直接支払事業費補助金 913 万 4,000 円が計上されていますが、具体的にこの内容の御説明をお願いしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　今、議員のほうからありました、環境保全型農業直接支払交付金でございますけれども、こちらについては、平成 24 年からこれまで継続的に、国が 2 分

の1、県と市が4分1ずつ交付いたしまして、10アールあたり、現在1万2,000円でございますけれども、いわゆる化学肥料、また化学合成農薬を5割以上低減した取組と合わせまして、生物多様性の保全でありますとか、地球温暖化防止に対する取組に対する営農に対して、交付されるというふうな仕組みになっております。

現在の取組で、令和3年度の予算といたしまして、913万4,000円を計上させていただいておりますけれども、現在、10 組織、38 名の農業者の方々が有機米、または大豆、エゴマといった部分の有機農産物に対して生産販売をされていることに対しまして、支援を行っているような状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　有機栽培の品目として、米、大豆、それからエゴマということでありましたが、この生産量と販売先というのは分かりますか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　有機米についての取組が令和3年度の計画で申しますと、約55ヘクタール、大豆が 15.9 ヘクタール、エゴマが 2.3 ヘクタールというふうな内容になっておりますけども、それぞれ販売先、供給先を確立をされておりまして、直販または道の駅に対して販売、またレストラン等々の外食産業のほうに供給されているのが実情でございます。また、慣行農法に比較しますと、やはり労力的な課題、また農薬、肥料等の特定される部分が使用ができませんものですから、そういった生産の部分の生産力については、収量的にかなり落ちるというふうなデメリットもございます。比較いたしまして、有利に販売できるというメリットもございます。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　市の農政課としては、この有機栽培に対して今後どのような方向性をもっていきたいというふうに考えていらっしゃいますでしょう。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　現在、10 団体、38 名というふうな取組の活動内容でございますけれども、やはり市の総合計画の中でも基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進という形での位置付けにもなってございます。そういった中で、こういった環境保全型直接支払交付金でございますけれども、中山間地域等直接支払事業、また多面的機能直払い事業の、この3つの日本型直接支払事業として、今後も阿蘇の農業に合った分を積極的に推進していくということで考えておりますので、本市の特性を生かしました環境保全型農業の取組といった制度を活用いたしまして、高付加価値の高い農産物づくりへの支援を合わせまして支援のほうを継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　実際、今、2分1の国の補助ですけど、阿蘇市で独自の予算で有機農家を支援するような考えはございますでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　今、申しましたとおり、有機農産物といたしますと、やはり無

農薬、化学肥料を使ってはいけないというふうな制約がございます。そういった中で、農薬等を使わないことによりまして、除草作業あたりも労力的にもう数倍以上近くなるかということです。

そういった中で、また独自の出荷先、供給先を捉える必要があるということで、取組としては、今のところ、こういう数に留まっているという状況でございますけども、経済性に合った部分を、やはり有機農業の推進といったものも、今後県の有機農業推進計画に則った部分を含めまして、導入に対しては、やはり慎重に検討していく必要があるというふうに思っております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　そこの導入に対して慎重にならざるを得ないということで、私、4番目に、千葉県のいすみ市、ここの取組をちょっと端的に説明をさせていただきますけど、ここはもともと人口的には3万人ちょっとぐらいの、うちと変わらないような状況の市ですけど、海と山という両面に囲まれた地域です。

その中で市職員、そしてＪＡの職員の皆さん方が何とかして有機米、これを学校給食に使っていこうと。学校給食に使うということは、その有機米が自身のブランドが上がると、そういう意味で米の有機栽培を挑戦されました。これ実際、今現在、有機米が一俵あたり2万3,000 円で買い上げて、それに対してはＪＡと、それと市の農政が一体となり、この有機米栽培について実際、実証を行い、そして、その中の経験の中で、最初は 30 俵しか採れなかったのが、今は42 トン、ほとんど学校給食を補うと、そういう状態になっています。

実際、今、課長が言われた除草の件、それと販売先、これがいすみ市では除草は、結局有機農業のそういう専門家を呼んで、農家に対して何もせずに除草できる状態の農業方法を伝授したそうです。そうしたら、何もしないで実際、草も生えないという状態ですから、非常にいいということで、この有機農業はいすみ市の中では広まっていったと、そういう状況があります。

ですから、それと同時に、あと販売先です。販売先も学校の給食が受け入れると、そういうことであれば、この米は安全だと、そういうネームバリューができます。それと同時に、その米に対して、どこでも有機のオーガニックを扱う店は欲しがって、結局、学校給食に出した残りの米も全て売れるという状態です。それは何年でやったかといったら、6 年間です。たった6年間の間に、これだけの有機農家を育て、学校給食も有機にして、なおかつ有機農業が盛んな地域になった。

ですから、私、これ6年でこれだけのことができるということであれば、阿蘇市の農政も実際、もう 30 何人の方がいらっしゃるわけですから、これ一つの大きな力になると思います。ぜひとも、これを考えてもらいたいと思うのと同時に、学校給食にもこれが発展すれば有機米を食べていただくと、そういう形も可能な状況になると思います。ですから、このような取組、阿蘇市の学校給食にも対応はできないでしょうか。大きな展望ですけど、教育課長と農政課長に御答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　まず、有機米に特化いたしまして学校給食に活用できないかというふうなことでございます。

まず、有機農産物の定義からいたしますと、先ほど申しました農薬また化学合成農薬、肥料の使用ができないということと、あと２年間をそういった圃場、作付けする前に２年間はそういった農薬肥料また遺伝子組み換えの種子あたりの農産物を作付けしていないという期間を必ず設けなさいという基準がございます。それと、農薬あたりのドリフト対策を十分にやりなさいというふうな、いくつかの要件をクリアする必要があります。

そういった中で、非常に生産者としてはそういう取組、また有機ＪＡＳあたりの認証を受けるにあたりまして、非常に認証費用がかかる、手間がかかる。また、毎年の報告に手間が取られるというふうな課題もございまして、本市もそうですけども、熊本県また全国的にもなかなか理解が得られないというふうな状況でございます。

そういった中で本市といたしましては、まずは有機農業に一足飛びに方向性を向かわせるという考えもあろうかと思いますけども、お米で申しますと、「阿蘇コシヒカリ」が令和元年度の特Ａ米ということで認定を受けたわけでございます。現在、阿蘇市の小中学校のほうには、「阿蘇コシヒカリ」の特栽米、特別栽培コシヒカリを供給をしているという状況でございますので、まずはそういった現状の特別栽培農産物のブラッシュアップ、磨き上げをまずは行っていきたいというふうなことで、ＪＡをはじめ関係機関と連携を取りながら、そういった品質向上と収量の向上性、また農業所得につながるような取組を今後も農政課としては支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　学校給食に有機米を食したらどうかということ、今、農政課長のほうも御回答がありましたけども、現在、特別栽培米「阿蘇コシヒカリ」ということで、平成 13 年から学校給食全量を提供している状態でございます。

今後、農政課長も言われましたが、この有機米の栽培としましては、阿蘇市内でも数軒おられるということを聞いておりますけれども、生産量とか、まだ把握しておりません。この有機米をつくるためのレベルというか、生産体制もまだ確立されておりませんので、今のところ学校給食では「阿蘇コシヒカリ」の特別栽培米を使っていくというところでございます。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　分かりました。特別栽培米のコシヒカリ、それも一応、農薬 50％未満ということでお聞きしていますが、それはやっぱりゼロ％近くまで持っていくというのは可能なんですよね。ですから、50％以下にすれば、また、そういう形の方向を全員で考えていくと。

私、これ今、有機農家が 30 何名いらっしゃるとおっしゃいましたが、各別々ではこれは大きな運動にならないと思うんですね。実際、農政の担当者、そしてＪＡの担当者、そして有機米の特選米のコシヒカリですね、これをどのようにして農薬の数を減らして、除草効果を上げていくかと、そういうことを考えていかないといけないと思います。そうなればＪＡも、そして阿蘇市の農政も、これは共同して、一つの組織をつくって、有機栽培にもってい

こうと、そういう形はできないものでしょうかね。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　現在、ＪＡをはじめ、県振興局、関係機関と全体の農産物、特にお米でございますけども、特栽米を中心といたしましたプロジェクトチームを編成をいたしております。実動をさらにレベルアップをしながら、そういった有機農業の推進の部分につきましても協議、検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　私もう話は終わりますけど、実際そういう組織があるのであれば、これは有機農業を進めると、それと同時に販売先も、学校給食の納入ということで十分対応できると思います。販売先もあるし、ノウハウもあるということであれば、やっぱり有機米というは値段も上がってきますし、その辺では農家の所得もある程度、生産量が安定すれば増える状態ですから、この有機農業についても農政として、一歩踏み込んだ形で進めていっていただきたいと思います。

以上ですけど、御意見あればお願いします。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　先ほども御説明いたしましたけども、有機農業の取組については、非常に課題も多くございます。また、生産者にどう浸透させていくかという行政の役割もあろうかと思います。それと、また消費者の理解をまずは得て、消費者が求めるような農産物にしなくてはならないと思います。そういう供給と需要のバランスを確認しながら、全体的に求めていきますと、やはり大きなロットが必要になってまいります。現在こういった活動の部分に留まっておりますけど、なかなか小ロットの部分しか確保ができないということで、大きく売っていけないというふうなジレンマもございます。

また、今般のトビイロウンカ箱粒剤の部分の問題も検討の課題ということでございますので、またそういった有機農業の部分を絡めながら、検討課題という形で捉えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　ありがとうございました。私もこの有機農業の問題は今回だけじゃなくて、どんどん提言をしていきたいと。やっぱり今の時代、オーガニック、結局、安心・安全の食べ物がどこの世帯でも必要な状態ですから、絶対有機農業は必要な産業になると思います。

やはり農家の所得を増やすためにも、この有機農業について、どんどん議会の中で発言をして、農家の所得が安定するような形の変化をつくっていきたいと考えておりますので、今後とも、またよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　6番議員、竹原祐一君の一般質問が終わりました。

以上で一般質問を終了します。

日程第２　委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長及び議会活性化特別委員長から会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

この後、追加議案がございますので、暫時休憩をします。3時45分から開会いたします。

午後 3 時 32 分　休憩

午後 3 時 45 分　再開

○議長（湯淺正司君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今市長より、議案 2 件、人事案件 4 件、また委員会発議 1 件が提出されました。

さらに、阿蘇市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が令和 3 年 3 月 30 日をもって満了するため、本市議会は速やかに選挙を行う必要があります。この際、これを日程に追加いたしまして、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。

それでは、議案第 39 号ならびに議案第 40 号、同意第 1 号から同意第 4 号まで、発委第 1 号また選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただ今日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、追加で付議された事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第１　提案理由の説明

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 1、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君）　それでは、早速、令和 3 年第 1 回阿蘇市議会定例会追加提案理由の

説明をさせていただきます。

議案第 39 号、阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の制定について、本件は市長等の給与について、引き続き減額措置を講ずるため、本条例を制定するものであります。

議案第 40 号、阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について、本件は阿蘇市子育て支援センターの移転に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

同意第 1 号、阿蘇市監査委員の選任について、本件は阿蘇市監査委員の任期満了に伴い、阿蘇市監査委員を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意第 2 号、阿蘇市教育長の任命について、本件は阿蘇市教育長の任期満了に伴い、阿蘇市教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意第 3 号、阿蘇市教育委員会委員の任命について、同意第 4 号、阿蘇市教育委員会委員の任命について、本件は阿蘇市教育委員会委員の任期満了に伴い、阿蘇市教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案 6 件（条例 2 件、人事 4 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　以上で、提案理由の説明が終わりました。

追加日程第 2　議案第 39 号　阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 2、議案第 39 号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○議長（湯淺正司君）　総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　お疲れさまです。ただ今議題としていただきました、議案第 39 号、阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

3 月 12 日に追加配付をさせていただきました、議案書 1 ページをお願いを申し上げます。市長等の給与につきましては、平成 17 年 8 月 1 日から減額中でございます。今回、5 期目にあたりましても、引き続き減額措置を講ずるために、本条例を制定するものでございます。

まず、第 1 条をお願いします。市長と副市長の給与の減額を定めているところでございます。内容につきましては、市長及び副市長の給料月額を令和 3 年 3 月 6 日から令和 7 年 3 月 5 日までの間、給与条例の規定にかかわらず、市長におきましては 20%、副市長におきましては 10%の減額を行うというものでございます。また、期末手当の支給におきましても、この減額した額を基礎に算定するというものでございます。

第 2 条をお願いします。教育長の給与の減額について定めております。教育長につきましては。今回 5%の減額としているところでございます。附則におきまして、この条例につき

ましては、公布の日から施行し、令和3年3月6日から適用することにしております。併せまして、この条例は令和 7 年 3 月 5 日限り、その効力を失うとしているところでございます。

御審議、賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原　正君）　11 番、市原です。現在の市長、副市長、教育長の給与が、全国の市長、副市長、教育長の給与の中でですね、どれぐらいのランク付けがされているのか。

それと、減額したときに、どれくらいのランクになるのか。そういう資料があれば提出を求めたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　資料の提出ということで、ございますか。

〔「後で」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（髙木　洋君）　はい。では、後ほど、状況をつかんだものがございますので、全市議のほうに配布をしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　私は、反対の立場で討論に参加させていただきます。これは、私の記憶間違いかもしれませんけど、確か水害の時点で、市長の給与を下げるのは水害が終わるまでということで、私はそういうことをお聞きしていたと思うんですが、それがずっと今現在も続いているということであれば、これはやめるべきだと私は思います。

○議長（湯淺正司君）　ほかに討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 39 号について採決をいたします。反対意見がありましたので、議案第 39 号は、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯淺正司君）　座ってください。賛成多数です。

したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 3　議案第 40 号　阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 3、議案第 40 号「阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮﨑　隆君）　お疲れさまです。

議案集の 2 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました、議案第 40 号、阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は阿蘇市子育て支援センターの移転に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

3 ページをお願いいたします。新旧対照表の第 2 条になりますが、1 につきまして、これまでの三久保 639 番地 1 から旧乙姫小跡への移転に伴いまして、乙姫 1594 番地 3 に改めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 40 号について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 4　同意第 1 号　阿蘇市監査委員の選任について

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 4、同意第 1 号「阿蘇市監査委員の選任について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　議案書 4 ページをお願いします。ただ今議題としていただきました、同意第 1 号、阿蘇市監査委員の選任について御説明を申し上げます。

阿蘇市監査委員の任期満了、令和 3 年 3 月 31 日でございますが、任期満了に伴いまして阿蘇市監査委員を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする方、小野正敏氏でございます。新任でございます。任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年間でございます。

経歴につきまして、5 ページをお願いを申し上げます。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

職歴といたしまして、御卒業後、熊本県信用保証協会に採用されまして、平成 21 年 3 月に御退職を迎えられております。御退職後は民生委員、児童委員といたしまして、2 期 6 年、御活躍をいただきました。

お持ちの資格等につきましては、記載のとおりでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第 1 号、阿蘇市監査委員の選任について採決をいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議ないものと認めます。したがって、同意第 1 号、阿蘇市監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

追加日程第 5　同意第 2 号　阿蘇市教育長の任命について

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 5、同意第 2 号「阿蘇市教育長の任命について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　議案書 6 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました、同意第 2 号、阿蘇市教育長の任命について御説明申し上げます。

現在の教育長であります阿南誠一郎氏が令和 3 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となりますことから、新たに教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の同意をいただくものでございます。

新たに任命を行いたい方は、坂梨光一氏、新任でございます。任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

欠格事項につきましては、非該当でございます。

経歴等につきまして、7 ページをお願い申し上げます。

住所、生年月日につきましては記載のとおりでございます。

略歴といたまして、昭和 57 年 4 月に公立学校教員として採用されまして、平成 31 年 3 月に一の宮中学校校長を最後に御退職でございます。同年 4 月から、学校教育指導主事といたしまして、教育課に勤務をいただいております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第2号、教育長の任命について採決をいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議ないものと認めます。したがって、同意第2号、阿蘇市教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。ここで、3 月 31 日をもちまして退任されます、阿南教育長から退任の御挨拶をいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議ないものと認めます。

それでは、阿南教育長に御挨拶をお願いいたします。

阿南教育長。

○教育長（阿南誠一郎君）　退任にあたりまして、一言お礼の言葉を申し上げます。

私は、平成24年の5月10日から阿蘇市の教育長という、大変素晴らしい仕事を与えていただき、3期9年間務めさせていただきました。この間、佐藤市長はじめ、市の職員の皆様方、そして市議会議員の皆様方には、いろいろな面で御指導、御支援をいただいたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私は学校教員を退職しましたので、子どもたちにはしっかりと学力を保障してやるのが一番の責任と思いまして、土曜授業、それから地域未来塾、それからコミュニティスクールを推進しました。また、新しい教育機器であります電子黒板やタブレット等の導入もしました。

今年度から小学校でスタートいたしました、英語教育につきましては2年前倒して取り組みまして、子どもたちの英語教育の向上にも努めたところでございます。

今年の県の学力調査を見ますと、英語教育あたりは小中学校とも県の平均を上回る成果が少しずつ出ております。まだまだ課題もあります。十分な成果が出てないところもありますが、基礎づくりだけはできたのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、平成24年の九州北部豪雨災害、平成28年の熊本地震、あるいはその年の中岳の爆発的噴火、昨年からは新型コロナウイルス感染症の拡大と、いろいろ大きな災害や感染症の対策にも追われました。

市の職員の皆様方は、大きな災害にもめげず、自宅が被災しているのにもかかわらず、避難所対応とか、災害の復興に全力で尽くす姿を見て、私も本当に大きな勉強をさせていただきました。災害復旧の一員として、職員として参加できましたことは、私の大きな財産になりました。この貴重な経験をこれからの自分の人生にも生かしますが、阿蘇市には素晴らしい自然や景観、そして、なんといっても先人たちが築いてきました素晴らしい伝統、文化が

あります。また、職員にも素晴らしい人材も育っておりますし、企業の中にも若手の人材が育っております。

市長と時々お話をする中で、やはりこれからの阿蘇をつくるのは人材育成が基本になるなと、いつも話を伺いました。そういう小中学校、高校の中から、そういう人材が多く輩出されて、阿蘇の阿蘇市をつくる人たちがたくさん出てきたとき、きっと新しい阿蘇市がもっと発展するんじゃないかな、そういうのを楽しみにしながら、私も市民の一人として、側面から自分のできることで応援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

9年間、本当にありがとうございました。心より、お礼を申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　阿南教育長におかれましては、長年にわたりまして、阿蘇市の発展に御尽力いただき、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

追加日程第6　同意第3号　阿蘇市教育委員会委員の任命について

○議長（湯淺正司君）　追加日程第6、同意第3号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　議案書8ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました、同意第3号、阿蘇市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

現在の教育委員であります和田七男先生が、令和3年3月31日をもちまして任期満了となりますことから、新たに教育委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

新たに任命を行いたい方は、上村健雄氏、新任でございます。任期は令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間、欠格事項につきましては非該当であります。

職歴等につきましては、9ページをお願い申し上げます。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりであります。

職歴といたしまして、昭和43年4月に、旧日本電信電話公社、旧電電公社に採用されまして、平成16年3月にＮＴＴマーケティングアクト中九州を御退職されております。御退職後は、旧坂梨小学校の放課後子ども教室コーディネーター、また社会教育委員を歴任されております。平成28年4月からは、一の宮小学校の放課後子ども教室安全管理員、また平成30年4月からは、同一の宮小学校の学校運営協議会委員として、御活躍をいただいております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第3号、教育委員会委員の任命について採決をいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議ないものと認めます。したがって、同意第3号、阿蘇市教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

追加日程第7　同意第4号　阿蘇市教育委員会委員の任命について

○議長（湯淺正司君）　追加日程第7、同意第4号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　議案書の10ページ、お願い申し上げます。ただ今、議題としていただきました、同意第4号、阿蘇市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

現在の教育委員であります工藤重行先生が令和3年4月30日をもちまして、任期満了となりますことから、新たに教育委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

新たに任命を行いたい方は、岩下哲郎氏、新任でございます。任期は、令和3年5月1日から令和7年4月30日までの4年間、欠格事項につきましては非該当であります。

経歴等につきまして、11ページお願いを申し上げます。

生年月日、住所につきましては記載のとおりでございます。昭和48年4月に旧波野村役場に採用され、合併後の平成25年3月に、阿蘇市教育部長を最後に御退職を迎えられております。御退職後は阿蘇市の社会教育委員、また公民館の波野分館長、波野小学校の学校評議員等を歴任をされております。平成31年4月からは、波野小中学校の学校運営協議会会長、また平成27年4月からは、行政相談員として御活躍をいただいております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第4号、教育委員会委員の任命について採決をいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議ないものと認めます。したがって、同意第4号、阿蘇市教育

委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

追加日程第８　発委第１号　阿蘇市議会会議規則の一部改正について

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 8、発委第 1 号「阿蘇市議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

○議会事務局長（本山英二君）　それでは、議案書のほうを御覧いただきたいと思います。

発委第 1 号、提出者は、議会運営委員長、谷﨑利浩議員でございます。

阿蘇市議会会議規則の一部改正について、改正内容につきましては、3 ページの新旧対照表で御説明いたします。

第 2 条、欠席の届出関係でございます。これまで「事故のため」という表記につきまして、今回、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため」というふうに改めるものでございます。

それから、2 項については、出産のための出席できない場合について、「日数を定めて」ということに対して、今回、「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」というふうに改めるものでございます。

それから、第 91 条については、これは委員会関係についてでございます。2 条と同様の改正でございます。

それから、第 139 条については、請願書の記載事項等の項目でございますが、請願書に係る署名・押印の見直しによる今回の改正でございます。これまで、「請願者が押印をしなければならない」というふうな記載がございましたが、今回からは、「請願者が署名又は記名押印をしなければならない」と改めます。

2 項については、法人関係についての追加でございます。法人については、「代表者が署名又は記名押印をしなければならない」というふうなことでございます。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　提出者より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、谷﨑利浩君。

○議会運営委員長（谷﨑利浩君）　それでは、発委第 1 号、提出者の提案理由の説明を行います。

今回の改正は、全国市議会議長会の標準市議会会議規則の改正に伴い、同規則に準じて定めております阿蘇市議会会議規則を改正するものであります。

改正する内容は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する観点から、住民が議員として活動するにあたっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席理由として、育児・看護・介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るものです。

また、行政手続き等において、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、請願

書に係る署名押印の見直しも併せて行います。

議員各位におかれましては、本趣旨に御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（湯淺正司君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第 1 号について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、発委第 1 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 9　阿蘇市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 9「阿蘇市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員会委員には、家興利昭氏、倉本健吉氏、古閑慶助氏、城　輝臣氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました、家興利昭氏、倉本健吉氏、古閑慶助氏、城　輝臣氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員会補充員には、岩下二夫氏、草尾幸隆氏、小嶋政盛氏、市原昭洋氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました、岩下二夫氏、草尾幸隆氏、小嶋政盛氏、市原昭洋氏、以上の方の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

ただ今当選されました、選挙管理委員会委員及び補充員の方々の名簿を配付します。なお、ただ今選任、任命、同意ならびに推選決定をいただきました方々の御紹介につきましては、日を改めて行うことにいたします。

○議長（湯淺正司君）　お諮りいたします。今期、定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。よって、令和3年第1回阿蘇市議会定例会は本日をもって閉会することに決しました。

着座のままで失礼いたします。令和3年第1回阿蘇市議会定例会の閉会にあたり、一言、御挨拶申し上げます。

今期、定例会は3月26日開会以来、本日まで19日間にわたり提案されました令和3年度予算をはじめ諸議案について、終始、極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしまして、無事、閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員長報告をはじめ、会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

終わりになりましたが、会期中は新型コロナウイルス感染症対応の中、終始、議会運営に御協力をいただきました各議員ならびに執行部各位に対し、心よりお礼を申し上げまして閉会の言葉といたします。

以上をもちまして、令和3年第1回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。

本日は大変お疲れさまでした。

なお、閉会後は執行部のほうより、令和3年3月末日をもって退職されます、部課長ならに後任の職員の御紹介の申し出がありましたので、これを許したいと思います。御了承のほど、よろしくお願いいたします

午後4時30分　閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 3 年　　月　　日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員